

平成24年第2回御代田町議会定例会 議事日程（第1号）

平成24年6月8日開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
議案上程
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分事項の報告について（御代田南小学校生活科授業において発生した事故に係る損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 6 議案第 4 2号 専決処分事項の報告について（御代田町町税条例の一部改正）
- 日程第 7 議案第 4 3号 専決処分事項の報告について（御代田町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第 8 議案第 4 4号 専決処分事項の報告について（平成23年度御代田町一般会計補正予算第9号）
- 日程第 9 議案第 4 5号 専決処分事項の報告について（平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第5号）
- 日程第 10 議案第 4 6号 専決処分事項の報告について（平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算第4号）
- 日程第 11 議案第 4 7号 専決処分事項の報告について（平成23年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）
- 日程第 12 議案第 4 8号 専決処分事項の報告について（平成23年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第1号）
- 日程第 13 議案第 4 9号 専決処分事項の報告について（平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第 14 議案第 5 0号 専決処分事項の報告について（平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算第5号）

- 日程第 1 5 議案第 5 1 号 専決処分事項の報告について（平成 2 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 2 号 専決処分事項の報告について（平成 2 3 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 5 3 号 専決処分事項の報告について（平成 2 3 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 5 4 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 9 議案第 5 5 号 御代田町暴力団条例を制定する条例案について
- 日程第 2 0 議案第 5 6 号 御代田町オフトーク通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 1 議案第 5 7 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 2 議案第 5 8 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 3 議案第 5 9 号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 4 議案第 6 0 号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 5 議案第 6 1 号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 6 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度御代田町一般会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 7 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 8 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 2 9 報告第 3 号 平成 2 3 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について
- 日程第 3 0 報告第 4 号 平成 2 3 年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

平成 2 4 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 4 年 6 月 8 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 4 年 6 月 8 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 4 年 6 月 1 8 日	午前 1 0 時 2 0 分

第 2 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 4 年 6 月 8 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 4 年 6 月 8 日	午後 3 時 4 0 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	市 村 千 恵 子	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	柳 澤 治	欠 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 3	笹 沢 武	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 4	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 笹 沢 武
	1 番 野 元 三 夫

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	内 堀 豊 彦
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	重 田 重 嘉
総 務 課 長	清 水 成 信	企 画 財 政 課 長	土 屋 和 明
税 務 課 長	山 本 邦 重	教 育 次 長	荻 原 正
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	小 山 岳 夫
産 業 経 済 課 長	飯 塚 守	建 設 課 長	荻 原 浩
消 防 課 長	土 屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 2 回 定 例 会 会 議 録

平成 2 4 年 6 月 8 日 (金)

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長 (内堀恵人君) あらためまして、おはようございます。

これより、平成 2 4 年第 2 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。柳澤 治議員、所用のため欠席する旨の届出がありました。

理事者側では、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―― 諸般の報告 ――

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長 (荻原謙一君) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 2 4 年 6 月 8 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 2 3 件、報告 3 件が提出されてい
ます。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

4. 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他 6 名であります。

5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただ

きますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第２ 会期決定―――

○議長（内堀恵人君） 日程第２ 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

市村千恵子議会運営委員長。

（議会運営委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営委員長（市村千恵子君） おはようございます。

それでは報告いたします。

去る６月１日、午前１０時より、議会運営委員会を開催し、平成２４年第２回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決１３件うち報告１件、事件案１件、条例案７件、予算案３件、報告２件の計２６件であります。３月定例会以後提出された請願等はございませんでした。

会期は本日より６月１８日までの１１日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきまして、書類番号１をお開きください。

それでは、平成２４年第２回御代田町議会定例会会期及び審議予定表に基づいて報告いたします。

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	6 月 8 日	金曜日	午前 1 0 時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程
				議案に対する質疑
				議案の委員会付託

第 2 日目	6 月 9 日	土曜日		議案調査
第 3 日目	6 月 10 日	日曜日		議案調査
第 4 日目	6 月 11 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日目	6 月 12 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日目	6 月 13 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	6 月 14 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	6 月 15 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 9 日目	6 月 16 日	土曜日		休会
第 10 日目	6 月 17 日	日曜日		休会
第 11 日目	6 月 18 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続きまして、各常任委員会、全員協議会の会場、それから時間について、報告いたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

6 月 13 日	水曜日	午前 10 時	大会議室
6 月 14 日	木曜日	午前 10 時	大会議室

町民建設経済常任委員会

6 月 13 日	水曜日	午前 10 時	議場
6 月 14 日	木曜日	午前 10 時	議場

全員協議会開催日程

6 月 15 日	金曜日	午前 10 時	大会議室
----------	-----	---------	------

以上で報告を終わります。

○議長（内堀恵人君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 6 月 18 日までの 11 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 6 月 18 日までの 11 日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（内堀恵人君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

13番 笹沢 武議員

1番 野元三夫議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（内堀恵人君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまには、時節柄大変お忙しい中にもかかわらず、平成24年第2回定例会にご出席を賜り、議会が開会できますことに、厚く感謝を申し上げます。

まず最初に、御代田町の最重要課題であります佐久市を中心とした新クリーンセンターの整備計画につきましては、先月27日に児玉区、30日に豊昇区、6月1日『エコールみよた』、2日にJA伍賀支所、3日は面替区と、町内5カ所で住民説明会を開催し、環境影響評価の方法書、素案について、佐久市より説明をいただきました。参加者の総数は194名でした。議員の皆さまにもそれぞれ大変熱心にご参加をいただきましてありがとうございます。環境影響評価、いわゆる環境アセスにつきましては、方法書、準備書のそれぞれの段階で関係する住民の皆さまなどからご意見をお聞きすることとなりますが、おおむね1年かけて行われる環境調査は、この方法書の内容に沿って行われるため、方法書の作成は、第1段階としてとても大切な作業になります。今後、説明会の中などで住民の皆さまからお寄せいただきましたご意見、ご要望を、環境影響評価に反映させるため、御代田町の責任において、佐久市とも十分に協議して、進めたいと考えております。

また、町としましては、独自の組織として、環境影響評価検討委員会を設け、この委員会でも必要な検討をお願いするよう計画しています。こうした対応によりまして、環境に十分配慮された将来に向けて安定的で安全なごみ処理体制の構築に向

け、全力を尽くして取り組んでまいります。議員の皆さまにおかれましても、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

次に、この4月には、災害など有事の際に町として適切な対応をとることができるよう、体制づくりを図るべく、総務課に防災係を設置し、専任の職員を配置しました。防災係で行っていく主な取り組みにつきましては、災害発生などの緊急時に住民の皆さまに必要な情報を、4月から運用を開始した防災行政無線を活用してお伝えしていくほか、風水害、地震災害、噴火災害における町の災害対策、災害対応の基本となる、地域防災計画の内容を、東日本大震災をうけて新たに出てきた課題などを踏まえて見直す計画です。災害発生時の具体的な行動について定める各種個別計画の策定も行っていきます。

また、実態に則した防災訓練を、消防機関と連携し、計画・実施していく予定です。

更に、今後は、浅間山の大噴火発生を想定し、住民避難や交通規制などの防災対応について、国・県・周辺市町村の関係機関と共同で検討を行っていくこととなっています。防災係を設置したことで、住民の生命・財産を守るという面において、町としてより細かな対応をとることができるものと考えています。

さて、本定例会に提案させていただきます案件は、専決処分事項の報告13件、事件案1件、条例案7件、補正予算案3件、報告事項2件の、計26件です。

専決処分事項のうち1件は、御代田南小学校の生活科授業において発生した事故にかかる損害賠償額を定めたものです。

条例改正は、3月の第1回定例会における全員協議会でご説明申し上げましたとおり、平成24年度税制改正に伴いまして、御代田町町税条例及び御代田町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものです。

他の専決処分事項10件は、平成23年度一般会計補正予算の専決ですが、歳入につきましては町税、地方交付税、国・県補助金などの額の確定、歳出においては、事業完了による事業費確定に伴う補正と、歳入から歳出を差し引いたうちの2億円を、役場庁舎整備基金に積み立てる補正であり、9会計の特別会計補正予算とともに、3月31日付で専決処分させていただきました。

事件案1件につきましては、町道の路線認定で、1路線について議会の議決をお願いするものです。

条例制定案1件につきましては、御代田町暴力団排除条例の制定についてです。3月の第1回定例会における全員協議会でご説明申し上げましたが、暴力団の排除について、町・町民・事業者の責務を明らかにし、暴力団排除に関する施策の基本となる事項を定め、暴力団の排除を推進することで、町民の安全で平穏な生活確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、制定するものです。

条例の一部改正につきましては、日本に入国し、在留する外国人は、市町村窓口で外国人登録法に基づき登録をし、居住関係等の情報を把握することにより、行政事務に活用されてきましたが、日本人の住民基本台帳法とは別の管理がされており、行政サービスが行き届かないなどの問題が指摘されていましてことから、平成24年7月9日に外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正がされ、外国人住民を住民基本台帳法の適用とすることに伴う条例の一部改正4件を含めた6件の一部改正をお願いするものです。

平成24年度一般会計補正予算案につきましては、4,383万円の増額補正を計上し、歳入歳出の総額を57億6,714万円にするものです。

歳入では、まちづくり交付金の本年度内示額が示されたことにより、2億3,488万円を減額し、これに代わる財源としてのまちづくり交付金事業債2億1,140万円の増額や、その他の事業の財源として前年度繰越金5,000万円の増額をお願いしました。

歳出では、4月の人事異動に伴います職員人件費の補正や、今年度に計画しております緊急防災減災事業で、工事を予定している町道の測量設計、B&G海洋センターの耐震工事設計委託をお願いしました。

また、内示のありましたコミュニティ助成金を受け、児玉区、草越区、一里塚区、広戸区への助成事業補助金590万円、小型動力消防ポンプ160万円などの増額補正をお願いしました。

特別会計の補正予算案としましては、介護保険、公共下水道事業の2会計で、総額564万円の増額を計上しています。主なものは、介護保険特別会計では、地域支え合い態勢づくり事業県補助金を受け、サロンの拠点整備事業、生活介護支援サポーター養成事業の計上を、公共下水道事業特別会計では、歳出の組替え補正をお願いしたところです。

報告事項につきましては、平成23年度御代田町土地開発公社の事業報告と、平

成 2 3 年度御代田町一般会計繰越明許費計算書の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、原案どおりのご採択をいただきますようお願いを申し上げます。第 2 回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（内堀恵人君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第 5 報告第 2 号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 5 報告第 2 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

荻原 正教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） それでは、議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 2 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 2 項の規定により報告する。

次のページをお願いいたします。

専第 3 号 専決処分書

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項及び町長の専決処分指定事項について第 1 項の規定により、御代田南小学校生活科授業において発生した事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成 2 4 年 4 月 1 2 日 専決

御代田町長 茂 木 祐 司

1 事故発生日時 平成 2 2 年 1 0 月 8 日

午後 0 時 0 8 分ごろ（4 時間目授業中）

2 事故発生場所 御代田町大字御代田 4 1 0 6 番地 4 1（雪窓公園内）

3 事故の概要 上記日時、場所において、校外授業生活科授業で「秋探し」を行っていた。活動が一段落した後、公園内の滑り台で遊んでいたところ、被害者

が降りる際に他の児童と衝突し、前歯3本の損傷と歯槽骨を骨折した。

4 損害賠償額 40万円（全額、全国町村会総合賠償補償保険対応）
以上であります。

○議長（内堀恵人君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号を終わります。

―――日程第6 議案第42号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第6 議案第42号 専決処分事項の報告についてを議題と
いたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重税務課長。

（税務課長 山本邦重君 登壇）

○税務課長（山本邦重君） それでは議案書の5ページをお願いいたします。

議案第42号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決をした
ので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月 8日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

次のページをお願いします。

専第4号、専決処分書であります。

御代田町町税条例の一部を改正する条例について、平成24年3月31日専決処
分をさせていただきました。

この改正概要につきましては、3月の第1回定例議会の全員協議会のときに改正
概要をご説明させていただいたところではありますが、平成24年度の税制改正につ
いては、新成長戦略の現実、並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点か
ら、改正が行われてきたところでもあります。地方税法及び国有財産等所在市町村交

付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。当町の町税条例も一部を改正し、平成24年4月1日から施行するものであります。

町税条例に関する主な改正内容は、1点目として、固定資産税、都市計画税の住宅用地に係る特例措置の見直しで、平成24年度の評価替えに伴い、住宅用地・商業地等農地の特例期限の平成21年度から平成23年度を平成24年度から平成26年度に延長し、不公平是正の観点から、住宅用地に係る負担調整措置の負担水準80%を、平成24・25年度については、経過的に90%としたうえで、平成26年度に廃止する改正であります。

2点目は、地方税法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産税について、同項の規定の適用を受ける特定移行一般社団法人等が経営する幼稚園、図書館、博物館については、非課税の対象となる条項を加える改正であります。

3点目として、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の要件を、3年から災害のあった日から7年を経過する日の属する年の12月31日までの間とする特例条項を加える改正であります。

4点目としては、地方税法の一部を改正する法律に伴う条項ずれ及び読替えによる改正であります。今回の町税条例の一部改正は、本則の改正でなく、附則条項の改正です。また、3月の議会全員協議会でご説明いたしました、『給与等の収入金額が年1,500万円を超える場合の給与所得控除額に、245万円の上限を設ける』、平成26年度からのものであります。というものと、平成25年1月1日以降に支払われる、5年勤続以下退職手当等の支払いの役員に関する退職手当の課税について、収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置の廃止は、地方税法及び国有財産等所在市町村交付金の一部を改正する法律の改正により、上位法である地方税法等で改正されていますので、町税条例の一部改正には盛り込まれておりません。

主な改正内容は以上であります。

議案書の7ページをお願いします。

御代田町町税条例の一部を、次のように改正する。

それでは、改正条文についてでありますけれども、改正内容が多くあります。地方税法等の改正に伴う字句の修正、条項ずれなどについての説明は、省略させてい

ただき、主立った改正点について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

7 ページの附則第 10 条の 2、第 7 項及び第 8 項中については、法改正による固定資産税減額の規定の項ずれによる改正であります。

附則第 11 条の見出し中については、固定資産税の特例期限の改正で、「平成 21 年度から平成 23 年度」を「平成 24 年度から平成 26 年度」に、年度を変える改正です。これは評価替えの年度切り換えによるものであります。

附則第 11 条の 2 見出し及び第 1 項及び第 2 項についても、年度の変更による改正であります。

附則第 12 条の見出し及び第 1 項から第 5 項は、年度の変更による改正と、住宅用地に係る負担調整が変更になるため、住宅用地の文言を削る改正です。この負担調整の変更については、今回の条例附則第 3 条固定資産税に関する経過措置に記載されております。なお、商業地等の宅地の負担調整措置の負担調整率には変更はありません。

附則第 12 条の 2 中は「地方税法等の一部を改正する法律」から「地方税法及び国有財産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」に改正し、年度を変更する改正です。

附則第 13 条（見出しを含む。）中は、年度の変更による改正であります。

附則第 14 条中は、市街化区域農地のことが記載されておりますが、附則第 13 条の 2 が、当町条例にございませんので、関係のない文言を削除する改正であります。

附則第 15 条第 1 項中については、項ずれ及び年度の変更による改正であります。

8 ページに入りまして、附則第 21 条の 2 は、地方税法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受ける特定移行一般社団法人等が経営する、先ほど言いましたが、幼稚園、図書館、博物館については、固定資産税の非課税の対象となる項目を新たに規定するものであります。

中段下になりますが、附則第 22 条の 2 は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例条項を新たに規定するものであります。東日本大震災により居住用家屋が消滅した場合、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を 3 年から 7 年に延長するものです。

9 ページ中段になります。附則第 2 3 条の見出し中は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律名を「震災特例法」に変更する改正です。

第 2 項として、震災特例法に適用される法附則の読替え、項ずれによる改正であります。

附則第 2 5 条の前見出し及び同項中、それから下になりますが、附則第 2 6 条中、次のページの附則第 2 7 条中以下、附則第 3 3 条までは、都市計画税に関する特例期限の改正で、「平成 2 1 年度から平成 2 3 年度」を「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度」に改正する、変更する改正と、固定資産税と同様に「住宅用地」の文言を削り、法改正に伴う項ずれの改正であります。

改めて 1 0 ページになりますが、中段下になります。附則、今回の条例改正の附則で、施行期日、経過措置を定めるものであります。

第 1 条 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条は町民税に関する経過措置。第 3 条は、固定資産税に関する経過措置が次のページまで続き、住宅用地の特例措置平成 2 4 ・ 2 5 年度は負担水準の 1 0 分の 9 以上は課税標準額の据え置きと読み替える表となっております。

1 1 ページ中段の、第 3 項の表中、右欄 3 行目の条例第○号は、というふうにあります。抜けておりますが、この条例の公布番号を後で記載しますので、お願いいたします。

1 1 ページ下段、都市計画税になります。1 1 ページから 1 3 ページになりますが、第 4 条は都市計画税に関する経過措置で、固定資産税と同様に住宅用地の特例措置の負担水準の率を年度により切り換える表となっております。

1 4 ページから 2 9 ページの新旧対照表は、変更になった部分にアンダーラインが引かれております。後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上が専決処分させていただいた御代田町町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第42号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

場内大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

―――日程第7 議案第43号 専決処分事項の報告について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第7 議案第43号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重税務課長。

(税務課長 山本邦重君 登壇)

○税務課長(山本邦重君) それでは、議案書30ページをお願いいたします。

議案第43号 専決処分事項の報告について

地方税法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月 8日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

次のページ、専第5号、専決処分書であります。御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成24年3月31日専決処分をさせていただきました。

次の 32 ページをお願いいたします。

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容は、平成 24 年度の税制改正で、地方税法及び国有財産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成 24 年 3 月 31 日公布され、4 月 1 日から施行されました。当町の国民健康保険税条例も一部を改正し、24 年 4 月 1 日から施行するものであります。

先ほどの専決処分書による町税条例の一部改正が行われた住民税関係で、町税条例附則第 21 条の 2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例条項を新たに規定されたものと同様に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例措置を設けるものであります。租税特別措置法に定められている長期短期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例は、国民健康保険税条例附則第 4 項及び第 5 項に規定されています。今回の一部改正は、この規定を運用するにあたり、東日本大震災により居住用家屋が消滅した敷地に係る譲渡期限を 3 年から 7 年に延長するものです。

なお、当町には現在この東日本大震災関係の譲渡所得がある方はおりません。
朗読いたします。

御代田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第 15 項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 44 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における附則第 4 項の規定の適用については、附則第 4 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附則 この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

次の 33 ページの新旧対照表は、変更になった部分ということで、新たに加えた部分でありますので、ご承知おき願いたいと思います。

以上が、専決処分をさせていただきました御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容です。ご承認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

私はこの専決処分、この条例に反対で、質疑に立ったわけではございません。当然ながら、賛成でございます。

ただ、1点、町長がこの国保税条例、もう早6年も経つわけでございますけれども、1万円を減税しますというお約束と言おうか、公約と言おうか、で当選をされて、1期目は終了しました。私はそのときに何回も一般質問あるいは議案質疑、あるいは全員協議会等の中で、これを質してきたつもりであります。ですけれども、そのときの町長の答弁は、いつでも研究中です。検討をしております。勉強をさせてください。ですから、ここで専決処分でこの1万円減額をやるということは、非常に無謀で、無茶であろうと、このように思うわけでございますけれども、このせつかくの条例改正が提案をされ、承認を得たいということで提案をされました。これについて、町長はこの1万円減税をいつどのような方法で、条例改正を議会に提案をするつもりか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 提案させていただいております条例改正とは、ちょっと別の質問かと思っておりますので、この場合は、この場でお答えするのはいかがかと思っておりますので、これで答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） ですからね、この条例を私、反対じゃないんです。ですから、1万円減額の条例をいつ出すんですかと聞いているんですよ。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 国保税の問題については、この間いろいろな議論をいただいております。それで私の方から国保税に関する方針としては、現状では、現状の水準を

維持していくという状況にあるということで、方針を示させていただいていると思っています。現在、この国保税の問題については、町としては、一番の問題は国保会計というものが将来に向けて安定的に継続していく状況をどのように保持をしていくのかということが1つの視点です。もう1つは、毎年上昇しているこの医療費というものをどのように下げていくのか、そのためにウォーキングポールや健診受診の促進、その他子どもの頃からの健診態勢などを町としては総合的なこの健康診断という健康の態勢を整えて、それが一定の先進的な取り組みとして成果を上げてきています。したがって、こうした方向を更に進めながら、最初にも言いましたように、安定的、将来に向けて安心のできる国保会計の維持ということが一番念頭に置いて、現在、値上げはしないと、現状を維持するということでもあります。そうした結果、私が町長になったときの国保税の額は、長野県の自治体の中で1番、一番高かったという状況です。現在は県内で14番目という順位になっています。軽井沢町よりも安い国保税という状況にまで到達をしているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） ですから、条例がいつ出せるか、それはそれとして、そういう町で研究したり、何をした。町長はもう前々から説明責任、住民にしっかりと説明、今初めてそれを聞いたんですよ。ウォーキングポール、何、現状します。ですから、これこれこういう理由で、お約束をしたんですが、町はこういう考えを持ってこの1万円に代えていくんですと、代えたいんですと、何でそういう説明ができないわけなんですか。そういう説明をきちんとできるように申し上げまして、終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第43号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第8 議案第44号 専決処分事項の報告について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第8 議案第44号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の34ページをお願いいたします。

議案第44号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次の35ページをお願いいたします。

専第 6号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成24年3月31日 専決

記といたしまして、平成23年度御代田町一般会計補正予算(第9号)でございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ1,989万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ77億867万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更及び廃止は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

ということでございます。

それでは、資料番号の1をご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。

款1、町税。項1、町民税。個人町民税滞納繰越分で700万円。法人町民税現年課税分で600万円、合計1,300万円の増額補正でございます。今回、税務課の方でも頑張りをまして、まだ確定した数値ではございませんが、徴収率が町民税の滞納繰越分で3.1%アップの19.9%という状況でございます。

項2、固定資産税。現年課税分が800万円、それから滞納繰越分で1,200万円、合計2,000万円の増額補正でございます。こちらでも徴収率が現年分で0.9ポイント、98%を達成した見込みです。それから、滞納繰越分では3.6%増の15.5%を達成する見込みであります。

3の軽自動車税でございますが、こちらでも現年課税分に100万円の増額補正でございます。こちらにつきましても、現年分で1.1%で98.2%を達成できる見込みでございます。

町税全体では、現年で0.2%アップの98.1%を、滞納では3.5%アップの15.7%を達成できる見込みでございます。

次に款2から款11までの交付金等でございますが、こちらにつきましても、それぞれ実績に基づきまして増減をさせていただいております。

款4の配当割交付金でございますが、こちらにつきましても、前年比で5.7%増、それから5の株式譲渡所得割交付金も前年に対しましてプラス3.2%というような状況で、23年度におきましては、若干こういったものの経済活動が活発になっていたのかなという状況でございます。

それから7のゴルフ場利用税交付金でございますが、こちらにつきましても、平

成19年以來に2,000万円台を回復したという状況でございます。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金であります。こちらにつきましては、共同作業所の町外からの通所者の負担金で21万円の減、老人福祉施設入所者負担金が77万6,000円の増、それから生活支援事業負担金で27万6,000円の減等々で、2万8,000円を減ずる状況になってございます。

次のページをお願いいたします。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料でございます。こちらにつきましては、町営住宅の使用料と教員住宅の使用料で、それぞれ減額が生じまして、既定額から149万6,000円を減額いたすものであります。

それから、2の手数料につきましては、諸証明閲覧等の手数料で、29万4,000円の減となっております。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金でございます。こちらにつきましては、子ども手当負担金で700万円余の減、それから障害者自立支援関係で80万円の減等々で、補正額、既定額から847万3,000円を減額する予算でございます。

それから、項2、国庫補助金でございます。まちづくり交付金で1,972万円の増、それから地域生活支援事業補助金で117万5,000円の減等々で、既定額に1,831万8,000円の増額補正でございます。

項3、委託金でございます。国民年金事務費の委託金で34万5,000円等々で、既定額から34万1,000円を減ずる予算でございます。

款15、県支出金。項1、県負担金であります。こちらにも障害者自立支援給付費の負担金363万9,000円の減等々で、既定額から371万7,000円を減ずるものになってございます。

項2、県補助金でございます。緊急雇用創出事業補助金で858万2,000円の減ということで、こちらにつきましては、実績としては、総額で1億6,000万円余の補助金を受けているという状況でございます。

それから、子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金で753万円の減ということで、こちらにつきましても、対象者は多かったんですけれども、それほど接種者が伸びなかったという状況の中での減となつてございまして、既定額から1,928万6,000円を減ずる予算でございます。

項3、委託金でございます。こちらにつきましては、県民税徴収取扱交付金

ということで、219万3,000円の増額で、実質的には見込みよりも実際の納税義務者の数で500人ほど上回ったというようなことと、それから取扱い高の増額によるものであります。

款18、繰入金。項1、基金繰入金。地域振興基金繰入金の光交付金積立金からの繰入れでございますが、こちらが実績に見合う状況として、92万円を減額するものであります。

それから款20、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございますが、町税の延滞金として実績で380万円の増額でございます。

項3、貸付金元利収入でございますが、こちらにつきましては、奨学金返還金の滞繰分で47万9,000円の増額でございます。

項4の雑入でございますが、こちらはごみ袋売払収入で276万4,000円。これは事業系の増ということでございます。それから資源ごみの売払収入で286万円の増ということ等々で、315万6,000円の増額でございます。

款21、項1、町債でございますが、こちらはまちづくり交付金事業債が大幅に、1億4,390万円減額というような状況の中で、既定額から1億3,940万円の減額という計画でございます。

歳入合計で、既定額から1,989万7,000円を減じまして、77億867万7,000円とするものでございます。

続きまして、3ページ、歳出をお願いいたします。

款1、項1、議会費でございます。既定額から35万7,000円の減額でございますが、特別委員会の補助、視察が計画されていたんですが、視察が実施されなかったというような状況でございます。

款2、総務費。項1、総務管理費でございますが、役場庁舎整備基金積立金で2億円を計上した関係で、総額1億9,253万円の増額という形になってございます。

項2の徴税费でございますが、町税の還付金が大きく減ったという状況等々で、既定額から432万2,000円の減額ということでございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費でございますが、こちらにつきましては、厚生医療給付費が650万円。こちらにつきましては、計画されていたうち、1名は病院が非該当の病院だったということと、2名分については、年度中に請求がなかつ

たということで、今回、減額をするものです。それから障害者自立支援給付費が400万円の減、介護保険料特別会計への繰出金が381万7,000円の減等々で、総額2,210万9,000円の減でございます。

項2、児童福祉費でございますが、子ども手当で800万円余、保育料委託金等で、これ、広域に行っている、町外の保育園や委託しているものですが、これの減の関係で、119万7,000円の減。それから保育所運営費負担金、たんぼ保育園関係ですが、104万3,000円の減等々で、1,348万1,000円の減でございます。

款4、衛生費。項1、保健衛生費でございますが、こちらにつきましては、予防接種医師委託料1,094万7,000円、それからワクチン等の医薬剤医療費が224万7,000円、それぞれ減となつてございまして、個別排水特別会計への繰り出しも217万7,000円減というような状況で、既定額から1,809万3,000円を減するという状況でございます。

歳入でも説明いたしましたが、見込んだよりも接種率が上がらなかったという状況であります。

項2、清掃費でございますが、町指定ごみ袋等消耗品の額が235万円の減。これは家庭系のごみ袋でございます。そういったこと等々で、既定額から291万9,000円を減するものであります。

款5、労働費。項1、労働諸費でございますが、雇用促進事業補助金で120万円の減という状況でございます。

款6、農林水産業費。項1、農業費でございますが、緊急雇用創出事業の印刷代、それから臨時職員賃金、それから農業委員会旅費等々で97万2,000円の減であります。

2の林業費でございますが、まちづくり交付金事業、しゃくなげ公園整備が終わりまして、13万6,000円の減であります。

3の農地費。まちづくり交付金事業の方で772万8,000円。これは下藤塚の水路工確定によります。それから農道用水維持補修工事146万2,000円の減。これは町単独の確定によるものです。それから農業集落排水特別会計への繰出金も124万3,000円等々で、総額1,346万3,000円の減でございます。

款 7、商工費。項 1、商工費。こちらにつきましては、工業振興奨励費補助金で 350 万円余、経営健全化支援利子補給金で 110 万円余、それから中小企業資金補償料負担金等で 38 万円余、合計 576 万 7,000 円の減であります。

款 8、土木費。項 1、土木管理費。住新会計への繰出金で 86 万 9,000 円の増であります。

項 2、道路橋梁費でございますが、まちづくり交付金事業で 1 億 651 万 5,000 円の減等々で、1 億 1,221 万 2,000 円の減でございます。これは一部の事業を年度送りしたことによるものでございます。

次の 4 ページをお願いいたします。

款 8、土木費。項 3、河川費でございます。こちらにつきましては、河川台帳保守管理委託で 32 万 5,000 円の減です。入札差金でございます。

項 4、都市計画費。公共下水道特別会計繰出金の 2,179 万 3,000 円等々で、既定額から 2,211 万 7,000 円を減するものです。

項 5、住宅費でございますが、道路後退用データ作成委託で 27 万 3,000 円の減等々で、33 万 3,000 円を減するものであります。

款 9、消防費。項 1、消防費。こちらにつきましては、まちづくり交付金事業で 96 万円の減、それから緊急告知システム整備工事ということで、こちらは増工分が不用になったということで、420 万円の減。それから防災無線電柱設置負担金ということで、当初、単費で電柱の負担を計画してございましたが、将来的には住宅等がはりついてくるであろうということで、これは中電の方の負担で行われるということで、246 万 2,000 円の減というような形で、既定額から 1,205 万 6,000 円を減するものであります。

款 10、教育費。項 1、教育総務費でございますが、私立保育園就園奨励費で 280 万円余、それから中学校建設工事 65 万円、それから社会科資料印刷製本で 47 万円余の減で、トータル 435 万 8,000 円の減額でございます。

それから小学校費で 236 万円の減、中学校費で 162 万 4,000 円の減ですが、それぞれ用いられなかった額の減額のトータルが、こういった状況になってございます。

項 4、社会教育費でございますが、複合文化施設の維持管理経費で 270 万円余の減、それからそれぞれありまして、合計で 308 万 3,000 円の減でございます。

す。

項5、保健体育費でございますが、耐震診断業務委託料で差金が196万2,000円ほども出たというような状況と、水道料での減がありまして、既定額から257万6,000円の減であります。

項6の学校給食費でございますが、米飯の加工手数料が56万円減、それから臨時職員で33万円減等々で105万円の減、これは用いられなかった額でございます。

款11、災害復旧費。項1、農林水産業施設災害復旧費でございますが、小災害復旧工事が少なかったということで、91万円の減でございます。

款12、項1、公債費であります。一時借入金の利子90万円の減等々で、160万円の減額であります。

予備費で調整をさせていただきまして、歳出合計も1,989万7,000円の減ということで、77億867万7,000円という総予算案であります。

それでは、予算書の8ページの方にお戻りをいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正でございます。

まず変更でございますが、土木費で都市計画費、公園再整備工事費で補正前が2,194万3,000円でしたが、こちらに513万2,000円の増額をお願いいたしまして、2,707万5,000円とするものでございます。これは、龍神の杜公園の安全・安心工事でございます。実際に事業を行っていくうえで園路の勾配の改良のない部分につきましては、既存の基盤を利用して、表装工のみを施行する計画でございましたけれども、表装、舗装板を剥ぎ取ったところ、路盤が存在しない状況のところがございます。掘削、運搬、それから路盤工の増工等々、発注後において設計変更を余儀なくする事例が発生したために、増額をお願いするものであります。

款9、消防費。項1、消防費の関係でございますが、防災用倉庫220万円に90万円の増額をお願いしまして、310万円とするものです。当初計画では、役場2、ハートピア1の、計3基を予定してございましたが、役場3基といたしまして、計4基に変更する関係の増額であります。

次に、廃止でございますが、款4、衛生費。項1、保健衛生費。予防接種事業で127万6,000円を予定してございましたが、当該年度内に事業が完了したこ

とによりまして、この部分については廃止をお願いするものであります。

次の9ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正でございます。

変更でございます。補正前と後で起債の方法、利率、償還の方法等については変更がございません。緊急防災・減災事業町単独分ということで、既定額から90万円を増額いたしまして、1億4,610万円に変更するものであります。

まちづくり交付金事業につきましては、既定額から1億4,390万円を減額し、3億5,990万円とするものでございます。

公共事業の関係につきましては、既定額に360万円を増額いたしまして、3,510万円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお認めいただきますよう、お願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元三夫です。

資料番号でお願いしたいのですが、歳入と歳出1点ずつ、2点ほどお伺いしたいのですが。

歳入の方の諸収入、延滞金、加算金及び過料ということで、町税滞納金が380万円増額されて、合計で880万2,000円というふうになっているんですが、これは23年度から実施されている、地方税滞納整理機構によるものなのか、それと、その内容と内訳をちょっと説明いただければありがたいです。

もう1点、先に質問してしまいます。すみません。

それから支出の歳出の方なんですが、3ページの民生費の社会福祉費、こちらは今の厚生医療費の方は課長さんの方からの説明があったのですが、障害者自立支援給付金、こちらの方が400万円減額になっているんですが、それはなぜ減額になったかという、この2点をちょっとご説明をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 山本税務課長。

（税務課長 山本邦重君 登壇）

○税務課長（山本邦重君） それではご説明いたします。

先ほど、地方税滞納機構からということではありますが、滞納機構から振り込まれたものではありません。全部、町単独というか、町の町税での延滞金であります。延滞金については、地方税法それから町税条例等に規定されております、納税義務者が納期減を過ぎてからの納付は、その遅延した税額及び期限に応じて、延滞金が増加されます。納期減までに納めた人との公平を保つため、本税に増加して徴収するものであります。

延滞金の計算は、納期限後、1ヶ月以内は通常7.3、それから1カ月を超えると年14.6の延滞金が増加されます。相当高い率となっております。

今回のこの諸収入、380万円の補正については、延滞金の計算の基礎となる町税の徴収金、本税ではありますが、個人町民税の滞納繰越分として700万円、それから法人町民税の現年課税分として600万円、固定資産税の現年課税分として800万円、滞納繰越分として1,200万円、軽自動車税の現年として100万円、合計3,400万円に対して延滞金の収入としてこの380万円を計上させてもらったものであります。これは、これまでの滞納整理、徴収努力により収納できるものとして、今回の補正に計上させていただいております。

決算前でありますけれども、5月のこの出納閉鎖月間を終えて、延滞金の収入は町税全体で900万円ぐらいになる見込みであります。国保税についても、同じように延滞金については伸びているというか、増額になっている状況であります。

延滞金の内容でありますけれども、23年度国保税を含めて1,310万円ほどが延滞金として収入を見込んでいるところであります。一般税については、先ほど申したように約900万円、国保税については400万円という状況です。

一般税の税目ごとの割合については、固定資産税がそのうちの47%、町・県民税については19%、軽自動車税が2%、法人町民税については1%ということになっております。

あとそれから、現年課税分と滞納繰越分の割合については、現年課税分が国保税も含めてですが、現年分については約160万円、滞納繰越分が1,150万円という形で納めていただいたところであります。以上であります。

○議長（内堀恵人君） 小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

障害者自立支援給付費400万円の減額理由ということでございます。

障害者自立支援給付費につきましては、就労支援、就労継続支援B型という制度を利用されている方がいらっしゃいます。そういった方たちについて、ほぼ毎日そのサービスを利用するというので、これを見込んで予算を立てましたが、結果的にこういった方たちの利用日数が少なかったということで、この事業は国・県から約4分の3の補助金をいただいて実施しているものでございます。こういった国・県補助事業ということもございまして、実績に応じて400万円の減額を行いました。この国・県補助金については、当初申請額に対しまして中途の増額の変更申請は認めないということになっております。補助金を実績額どおりいただきたい、言い換えますと、貰い損ねないようにということで、最大の利用状況を想定して、予算見積りをしているため、年度末において毎年減額が生じております。ご理解をいただきたいと思っております。説明は以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 今の延滞金のところなんですけれど、では23年度においては、地方税滞納整理機構という形でかかわって回収したものは無かったということで、よろしいのでしょうか。

それとあと、もう1点、小山課長の方にお伺いしたいのですが、今の最大利用、最大補助金を貰えるということで、利用者が少なかったのが、減額されるということで、24年度の予算についても最大利用人数ということを見込んで予算を立ててあるということで、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 山本税務課長。

○税務課長（山本邦重君） 延滞金の部分についてお答えします。

先ほどの滞納整理機構については、23年度は10件、滞納額で1,097万円を移管をお願いしたところでありますが、実績として、収入額で、これはまだ結果、末になっておりませんが、約290万円の実績ということで、滞納整理機構の方で集めて、集めてという言い方もあれですが、徴収努力していただいたお金は、この実績という形の中で延滞金も含めて入ってきますので、この中には含まれていないということでお願いします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

野元議員がおっしゃるとおりでございます。今年は障害者自立支援給付費、やまゆり共同作業所におきまして、就労支援B型及び生活介護事業等も新たに始めさせていただきました。そういったところもあって、昨年比べて大きな予算を組ませていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は。

市村千恵子議員。

（10番 市村千恵子君 登壇）

○10番（市村千恵子君） 10番、市村千恵子です。

1点、お聞きいたします。

議案書の21ページをお願いいたします。款20、諸収入の雑入の中の、環境衛生費雑入のことです。ごみ売払代金収入、先ほど企画財政課長の方の説明では企業、事業系の収入だったというお話もありましたけれども、このごみ売払代金収入の増収ですね。それから、資源ごみ売払収入も、ごみ売払が276万4,000円と、それから資源ごみ売払収入が286万円ということで、合計562万4,000円の増額補正ということなんですけれども、この内容と、それからその22年度とのごみの量と比較しまして、どのような量の変化があるのか、その点についてお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

予算額に対しまして、一般家庭用ごみ袋売払収入が45万8,000円の減でございます。事業系ごみ袋の売払収入が322万2,000円の増となっております。前年対比で見ますと、一般家庭用ごみ袋、これは45リットルの可燃ごみの袋ですが、1,460ロール、不燃ごみ袋が200ロール、プラごみについては、1,775ロール減少してございます。その反面、事業系のごみ袋、これは標準タイプということで60リットルの袋ですが、これは684ロール、特サイズということで、90リットルの大きさのものでございますけれども、これは285ロール増加と

なっております。一般家庭用ごみ袋につきましては、小売店への納品であるため、各店舗の在庫数にもより状況が変わりますけれども、全体的に、昨年度よりも販売ロール数は家庭系については少なくなっております。

なお、資源ごみ売払収入につきましては、少額ではございますけれども、資源ごみ引取価格の増額、予定収集量に対する実収集の量の増加ということで、収入増でございます。

その内容ですけれども、ダンボールで6,310キログラム、単価では2.5円増です。新聞につきましては、7,151キログラムで単価3.5円。雑誌につきましては、2万7,085キログラムで、これは0.25円の増。アルミ缶のプレスしたものですけれども、これは849キログラム、単価にして5円。スチール缶のプレスしたのですが、これは1万6,475キログラムで単価23円の増。それと、鉄屑でございますけれども、これは1万8,520キログラムで、単価にして3円の増ということでございます。

次に、昨年とのごみの量の推移につきましては、可燃ごみにつきましては、平成22年度1,320トンに対しまして、平成23年度1,382トンということで、62トン増加しております。特に平成24年3月の搬出量が多くなりまして、1カ月、この3月だけですけれども、前年度の対比で31トン増加となりました。この増加の理由といたしましては、昨年度は通常4週でございますが、この3月は収集回数4回がありましたので、そのための1週増えた理由と、それとその最後の1週間がちょうど年度末とも重なっておりますので、そのために大幅に増加したかなというふうに考えてございます。説明は以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） それでは、一番心配するのは、不法投棄とかは増えているのかどうかということと、それから、今そのごみ売払代金については、単価が上がったということとありますけれども、やはりそのごみ売払代金の収入が上がったということでは、やはり皆さんが一生懸命その資源化、リサイクルを進めているというところの啓発といいますか、で、以前にどこかの自治体では、この売上代金を町民の皆さんにわかるように、皆さんが分別リサイクルを推進したことによって、これだけの収入を得たということで、そのごみの集積所なんかに必要な物品の購入費に充てて、それを明確に「皆さんが集めたお金で買いました」みたいな

ことをやっているという自治体があるというお話を伺っていたので、是非、これから新ごみ処理施設ができるにしても、やはり今の御代田町の、本当により高められてきたこのリサイクルというのが、より進められていくような形でできて、推進していただきたいなということがありますが。その不法投棄、すみません。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

ちょっと不法投棄の量については、現在手持ちの資料としてお持ちしてございませんので、後ほど調べてご報告させていただくということで、ご了解いただければと思います。

それと、この資源ごみの回収によって、量が増えているということについて、各地区で行われるそういうものについてとかの経費に充てるとかということにつきましては、また、まずこの今、お話しいただきましたとおり、皆さんにもこういう実績があるということを広報でお知らせするとともに、実際にその各区の中で、入り用なもの等についても、また美化委員さん等を通して、実態を把握してまいりたいと思います。以上です。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

詳しくは、住新の特会の方でお聞きをしてみたいと思いますけれども、資料番号1の3ページ、土木管理費。住宅新築資金特別会計繰出金86万9,000円。なぜ完全廃止事業、完全に廃止した事業に86万9,000円の一般会計からの繰り入れをしなければならないのか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 荻原建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） ではお答えいたします。

詳しい部分につきましては、後ほどの住新の方の特別会計で申し上げますが、起債建設事業にあたりまして、起債の償還が平成31年度まで残っております。武井

議員がおっしゃいますとおり、同和対策事業は廃止という形で方針は決まっておりますが、当時に借り入れた公債費がまだ償還最終期限が31年度まで残っております。これに対しますところの歳入の部分、借り入れた皆さま方からの毎年毎年の償還金でございますが、こちらの方が借り入れている件数自体は前年に比べまして17件ほど、平成23年度では償還が終わりました。完了してきております。ただ、残っている償還が滞っている皆さま方が残っているという、残ってしまっているという状況が、今後もそんな傾向が続いてまいりますので、償還、借り入れている皆さまからお返しいただく償還金の滞っている部分で、町が借り入れた公債費を返済する部分はもう毎年決まっておりますので、この差額不足分につきまして、一般会計の方から繰り入れをいただいているという現状でございます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） それは事務段階で起債、31年度までのものがありますよ。当然、それは返していかなければならないわけでございますけれども、町長にお聞きをするんですけれども、同和対策事業の完全廃止、完全という意味はどういう意味なんですか。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えします。

現在、町としては、同和事業というものは一切実施をしておりません。現在、今のご指摘いただいている住宅新築資金については、当時、同和事業ということの中において資金を貸し付けた、現在行っておりますのは、それを償還する、決着していく、清算していく事業として行っておりますけれども、これは一般対策の中で行っておりますので、町としては同和対策事業というものは行ってはおりません。以上です。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） いいです。また住新の中で詳しくお聞きをしてまいりたいと思いますので。いずれにしても、一般対策に持ってきたから、いいです、住宅新築資金特別会計なんていう名前、取ればいいじゃないですか。それもまたやりますけれども。終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、議案第44号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

（午前11時28分）

（休 憩）

（午前11時40分）

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第9 議案第45号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第9 議案第45号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは議案書の36ページをお願いいたします。

議案第45号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月 8日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

次のページ、37ページをお願いいたします。

専第 7号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成24年3月31日 専決

御代田町長 茂 木 祐 司

平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ3,694万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ15億8,417万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款1、国民健康保険税。課税所得の増加等に伴いまして、3月に2,300万円の増額補正、更に増収となっております。ということで、755万4,000円の補正をいたしまして、合計3億9,126万7,000円となっております。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。交付額の確定によりまして、1,219万8,000円増額いたしまして、2億9,063万8,000円ということになっております。

項2、国庫補助金。こちらも交付額の確定によりまして1,150万3,000円、こちらは減額いたしました。7,509万4,000円となっております。

款4の県支出金でございます。項1、県支出金。こちらも交付額の確定に伴いまして、39万8,000円減額いたしまして883万3,000円。

項2、県補助金。こちらも交付額の確定によりまして、1,582万7,000円減額いたしまして、5,775万8,000円となっております。

款5、療養給付費交付金。退職者の退職医療の療養給付費交付金でございますが、こちらも交付額の確定によりまして、1,231万1,000円減額いたしまして、1億5,013万7,000円でございます。

款6、前期高齢者交付金。項1、前期高齢者交付金。こちらも交付額の確定によりまして、61万8,000円減額いたしまして、2億8,362万6,000円でございます。

款7、共同事業交付金。こちらも交付額の確定によりまして、1,479万5,000円減額いたしまして、1億5,107万5,000円ということでございます。

款8、財産収入。項1、財産運用収入。基金積立利子2万5,000円減額いたしまして、42万5,000円でございます。

款11、諸収入。項2、受託事業収入。特定健診の個別健診受診者数が確定いたしまして、22万2,000円減額いたしまして、25万8,000円でございます。

項3、雑入。第三者等の見込額に至りませんので、99万9,000円減額いたしまして、20万3,000円でございます。

歳入合計、3,694万6,000円減額いたしまして、15億8,417万1,000円ということございました。

続きまして3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。システム改修費等の用いなかった分が発生いたしまして、67万8,000円の減額。402万9,000円でございます。

項2、徴税费。印刷費の不用分等発生いたしまして、10万円の減額。377万5,000円でございます。

それから項3、運営協議会費。委員報酬の不用分等ございまして、9万6,000円の減額で2万6,000円でございます。

それから款2の保険給付費でございます。項1、療養諸費。今年度すべてにおい

て保険給付費につきましてはインフルエンザ等の大流行無く、予算額内で収まって
おります。項1の療養諸費につきましては、4,459万7,000円減額いたし
まして、8億1,732万1,000円。

項2、高額療養費につきましては、929万3,000円減額いたしまして、
9,665万7,000円。

項3の出産育児一時金。当初見込よりも10名少なかったということで、420
万円減額いたしまして、630万6,000円でございます。

款3、後期高齢者支援金等でございますが、項1、これも同じでございます。支
援金額確定に伴いまして318万7,000円減額いたしまして、2億337万
8,000円でございます。

5の老人保健拠出金でございますが、こちらも拠出金額確定に伴いまして、9万
8,000円減額いたしまして、1万2,000円でございます。

款7の共同事業拠出金。こちらも拠出金額確定に伴いまして493万5,000
円の減額で、1億6,093万5,000円でございます。

款8、保健事業費でございます。項1、特定健康診査等事業費。受診者等の伸び
が少なく、355万9,000円減額いたしまして、696万4,000円ござ
います。

項2、保健事業費。臨時職員等の不用額が生じまして、154万4,000円を
減じまして、1,630万円でございます。

款9、基金積立金。項1、基金積立金。こちら財源変更でございます。

款10、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。療養給付費の返還金等の不用
額が生じまして、375万6,000円減額いたしまして、3,584万2,000
円でございます。

款11、予備費でございますが、3,909万7,000円増額いたしまして、
9,788万6,000円。

歳出合計、3,694万6,000円減額いたしまして、15億8,417万
1,000円ということでございます。説明は以上でございます。

ご審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

(1番 野元三夫君 登壇)

○1番(野元三夫君) 1番、野元三夫です。

1点だけお伺いしたいのですが、こちらの3ページ、4ページのところで、歳出のところなのですが、保険給付費が5,809万円減額され、予備費に3,909万7,000円計上され、予備費が9,788万6,000円ということになっているのですが、23年度の収支決算の見込と、それから国保基金の積立になるんですかね、こちらの合計積立金額は、幾らぐらいになっているのか、その2点、回答をお願いします。

○議長(内堀恵人君) 小山保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) お答えをいたします。

平成23年度の国民健康保険特別会計の単年度収支ということでもいいかと思いますが、昨年の繰越額が約7,000万円、今年度1億1,000万円程度の繰越になる見込でございます。単純に計算いたしますと、4,000万円程度の黒字決算になるという見込でございます。また、国民健康保険支払準備基金の積立額でございますが、平成23年度4,045万円積み増しいたしました。総額1億732万円となっております。単年度収支が黒字となった要因でございますが、収入では国民健康保険税が3月の補正で2,303万1,000円増額補正させていただきました。その後、4月と5月の出納整理期間で更に910万円ほどの増収となりました。当初予算と比較しますと、3,200万円程度の収入増となったという、こちらの要因が非常に大きかったと思います。この国保税の増収の要因でございますが、2つございます。1つは3月議会でも説明させていただきましたが、課税所得が増加したこと。それからもう1つです、2つ目ですが、収入実績が上昇したことが挙げられます。ちなみに、平成23年度の収納実績ですが、前年度と比較いたしますと、現年度分93.7%という結果でございます。昨年度に比べまして2.2%の増加、それから滞納繰越分ですが、16.3%で、昨年よりも4.8%の増加、全体でも3.4%増加しているということで、地道な収納への努力が実ったものかと判断しているところでございます。以上でございます。

- 議長（内堀恵人君） 野元議員。
- 1番（野元三夫君） 終わります。
- 議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第45号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第10 議案第46号 専決処分事項の報告について―――

- 議長（内堀恵人君） 日程第10 議案第46号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

- 保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書の38ページをお願いいたします。

議案第46号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年 6月8日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

39ページをお願いいたします。

専第 8号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成24年 3月31日 専決

平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）についてということで、予算書の1ページからお願いいたします。

平成23年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ974万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8億9,137万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

款1、国庫支出金。項2、国庫補助金。調整交付金の交付額確定に伴う減額でございます。714万3,000円減じまして、5,780万2,000円でございます。

款5の支払基金交付金でございます。地域支援事業交付金額確定に伴う増額で、97万2,000円増額いたしまして、2億4,248万1,000円でございます。

款6、県支出金。こちらも交付金額の確定に伴う増額でございます。地域支援事業の交付金額確定に伴う増額で、24万円増額いたしまして、817万9,000円でございます。

款8、繰入金でございます。項1、他会計繰入金。介護給付費の確定及び先の地域支援事業交付金の増額に伴いまして、一般会計からの持ち出しは381万7,000円減りまして、1億2,665万6,000円でございます。

歳入合計、974万8,000円減じまして、8億9,137万3,000円で

ございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、保険給付費。保険給付の不用額等が生じまして、1,700万円減額いたしまして、8億1,197万8,000円でございます。

款3、地域支援事業費。項1の介護予防事業費、及び項2の包括支援事業任意事業費、こちらにつきましては、財源変更でございます。

款7、予備費につきましては、725万2,000円増額いたしまして、1,730万4,000円。

歳入歳出合計、974万8,000円減額いたしまして、8億9,137万3,000円でございます。説明は以上でございます。

ご審議のうえ、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第46号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午後 0時00分）

(休 憩)

(午後 1時30分)

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

尾台町民課長から答弁を求められておりますので、これを許可いたします。

尾台町民課長。

(町民課長 尾台清注君 登壇)

○町民課長（尾台清注君） 午前中の市村議員よりの不法投棄の実態について、先ほど調べてまいりましたので、お知らせいたします。

町に通報がありまして、町で処理した件数につきましては、平成22年39件ございました。平成23年は28件を処理してございます。以上でございます。

―――日程第11 議案第47号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第11 議案第47号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長（小山岳夫君） では、議案書の40ページをお願いいたします。

議案第47号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年 6月8日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

41ページをお願いいたします。

専第 9号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成24年 3月31日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

平成23年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてとい

うことで、予算書1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ130万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,926万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

款1、後期高齢者医療保険料。対象者の減少によりまして、103万9,000円の減額をいたしまして、6,844万9,000円。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金。人間ドックの補助が特別調整交付金の対象になりました。このため、一般会計の持ち出しが減りまして、101万円の減額、2,660万6,000円でございます。

款5、諸収入。項3、雑入。人間ドック補助金等が付いたということで、74万1,000円の増額で、194万2,000円でございます。

歳入歳出合計130万8,000円を減額いたしまして、9,926万4,000円ということでございます。

3ページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費。項1、総務管理費。こちら財源変更でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金。特別徴収額の減額に伴いまして、80万円の減額、9,401万7,000円でございます。

款3、保健事業費。項1、健診事業費。受診者の確定に伴いまして、10万9,000円減額いたしまして、116万4,000円でございます。

項2、保健事業費。人間ドック受診者、こちらも確定いたしまして、16万円減額で89万円ということでございます。

款5、予備費でございますが、23万9,000円減額いたしまして、100万

8, 000円。

歳出合計、130万8,000円減額いたしまして、9,926万4,000円
でございます。説明は以上でございます。

ご審議のうえ、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第47号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認する
ことに決しました。

―――日程第12 議案第48号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第12 議案第48号 専決処分事項の報告についてを議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、議案書の42ページをご覧ください。

議案第48号 専決処分事項の報告について

続いて43ページでございます。

専第10号、専決処分書。地方自治法の規定により、平成23年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、平成24年3月31日に専決させていただきましたので、ご承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ54万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,009万6,000円とする。

2 款項の区分等につきましては、次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

款1、県支出金。項1、県補助金。既定額から3,000円を減じまして、24万1,000円でございます。事務費の確定によります県費補助金4分の3分の確定によるものでございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額に86万9,000円の増をいたしました。696万6,000円でございます。公債費元利償還金の不足分につきまして、一般会計から繰り入れるものでございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。既定額に3万1,000円を加えまして、3万2,000円でございます。前年度からの繰越金でございます。

款4、諸収入。項1、貸付金元利収入。既定額から143万8,000円を減じ、285万7,000円としたものでございます。未償還金で繰越となったものの確定による減額でございます。

同じく、款4、諸収入の項2、延滞金、加算金及び過料を項目設定しておいたものを減じるものでございます。

歳入合計といたしまして、既定額から54万2,000円を減じまして、1,009万6,000円でございます。

現年につきましては、平成32年2月が最終の償還予定月となっております。償還の状況につきましては、前年度全体の件数で61件でございましたが、17件の完済がございまして、現在のところ、44件でございます。宅地取得資金、新築資金等、お一方で何件か借りていらっしゃる方も複数おりますので、実数といたしま

しては、30人の償還がまだ続いているところでございます。

次の3ページをご覧ください。歳出。

款1、土木費。項1、住宅費。既定額から1万6,000円を減じまして、33万4,000円でございます。償還金の口座振替の手数料が確定いたしまして、その部分の減額でございます。

款2、公債費。項1、公債費。既定額から52万6,000円を減じまして、976万2,000円でございます。平成22年度に繰上償還が3件ございました。このための減額となっております。

歳出合計が既定額から54万2,000円を減じまして、歳入と同様に1,009万6,000円となっております。

なお、先ほども少し申し上げましたが、町が借りております起債の最終償還年度は、平成31年度ということになっております。以上のとおりご承認をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

一般会計の中でも聞いたわけですが、明解な答弁がなされませんので、くどいようではございますが、お聞きをしてみたいと思います。

同和対策事業の完全廃止の件なんです。一般対策であろうと何対策であろうと、これは同和対策事業に変わりないと思うんです。町長は同和対策事業完全廃止、完全に廃止した、こういうふうに申し上げているわけです。一般質問あるいは議案質疑の中でも、もう前々から申し上げておりますけれども、野球をたとえに、パーフェクト、完全試合というのは、9回を27人で終わらなければ、完全試合とは言わないわけですね。すべての同和対策事業を完全にすべて0にしなければ、完全廃止とは言えないわけなんですよね。それを町長は完全廃止をしたと。当然のことながら、住新も然り、いろいろな事業も、同和対策事業で行われざるを得ない事業が継続しているわけなんですよね。ですから、考え方を改めて、近々のうちに同和対策

事業は完全廃止に向けて努力しますとか、あるいは同和対策事業は大幅に縮減をしましたとかという方法に切り換えていただけたらいかがでしょうかというのが1点。

それから、3万1,000円ですか、繰越金。3万1,000円の繰越金があるのにもかかわらず、なぜ最終専決でこの第1号補正を組まなければならなかったのか、それが2点目。

それから延滞金の関係なんです。町長は当時、住宅新築資金に何で延滞金がないんですか、項目でさえ設置していない。それはどういうことだということで質問したことがあります。ところが、今回を見ると、せつかく項目設定までした1,000円も削る、それでこの前のときには、私も一緒になって一生懸命やって、延滞金もいただいてまいりました。これは平成23年に町長はこの償還にどのくらいの時間を費やし、どのくらいの努力をしたか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） いずれにしましても、私がお滞納している方のところを訪問しましたけれども、それは仮に決められた額が納められないとすれば、月々どのくらいでも対応ということで、それは延滞金をいただいたのではなくて、今後の返済計画について話し合いをさせていただいて、計画どおりに進めていただくようお願いをしてきたということでもあります。

いずれにしても、今、これにつきましては、建設課長から説明があったように、もう平成31年が終了ということで、それに向けて償還ということが今進められております。ですから、これにつきましては、この事業の終了に向けてこの償還を計画的に粛々と進めるということ以外に問題解決の方法はありませんので、町としては、引き続き滞納者の皆さんなどに働きかけをして、納めていただくように働きかけていくと、こういう内容になってくるかと思えます。この貸付資金については、税金の滞納とは全く内容が違ってきますので、そうした法的拘束力その他が非常に弱いというようなことがありますので、そういうこの制度の持つ限界というのがありますので、この制度の持つ可能な手だてを講じて進めていくということでもあります。

それから、一般対策ということをなぜ言うかということにつきましては、国が特

別対策の、大分前の話になって忘れてしまいましたけれども、財特法ですか。あれを国が予算を終了しました。事業終了しまして、国としては同和対策事業は終了しました。この中で、今後については、一般対策に必要な工夫を加えて、進めてくださいということになっております。我々としては、その一般対策に必要な工夫を加えて、今現在進めているということでありますので、一般対策として対応させていただいているということであります。

○議長（内堀恵人君） 荻原建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） それでは、2点目のご質問の、繰越金がなぜこの段階になってやるのかと、専決で処理するのかということについてお答えを申し上げます。

この後ご説明いたします個別排水の件でも同様でございますが、事務事業の軽減化、効率化を図るために、確かにご質問のとおり、9月の段階には決算ができません、9月議会あるいは12月議会で補正ということが可能なわけですが、その1項目だけでこういった労力を使うというのをなるべく軽減のために避けましょと、専決のところと一緒にしましょということ、この繰越金と、また後で説明いたします個別排水との繰越金につきましては、一度で処理させていただいているという方針でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） だから、同和対策事業だろう、特別措置法が切れよう何しよう、同和対策、一般対策でやろうと同和対策事業は町ではやっているわけなんですよ。ですから完全廃止ではないということなんです。だから、その町長の完全廃止とは、何を指して完全廃止と言わざるを得ないのか、自分の点数取りだけなのか何なのか。だから、27人で終わる完全、パーフェクトな試合が完全試合、だから同和対策事業もすべての事業が0になったときに完全廃止ではないんですか、とお聞きをしているんです。ですから、町長の考えは少し違ってはいませんかと聞いているんですが、もう一度お答えください。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） おそらく見解の相違だというふうに思います。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） まあ質疑だから、3回で終わるわけですけども、ではもう1点だけ、お聞かせください。

町長が議員の当時、一般財源の繰入、住新になぜこんなにお金を一般会計から繰り入れなきゃならないのですかと、積み重ねて、今までに繰り入れた額はどのくらいだと、お聞きしたことがありますよね。今現在のその考え方について、これ以上、どんどん繰り入れても、ごく当たり前だとお考えですか。お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） その事業は、たとえ理不尽な面があるにしても、実際に国が、町が金融機関から起債をして、それによって運営している以上、金融機関に対しては返済する責任は町にあるということに変わりはありません。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 3回になりましたから、終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、議案第48号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第13 議案第49号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第13 議案第49号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) それでは、議案書の44ページをお願いいたします。

議案第49号 専決処分事項の報告について

次の45ページをお願いいたします。

専第11号、専決処分書。地方自治法の規定により、平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、平成24年3月31日に専決させていただきましたので、ご承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ16万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8,410万3,000円とする。

2 各項の区分につきましては、次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

款2、使用料及び手数料。項2、手数料。既定額から16万7,000円を減じまして、62万8,000円としたものでございます。住宅新築見込につきまして、55件で見込んでおいたわけですが、実績で36件に減少のため、減額をさせていただいたものでございます。

歳入合計といたしまして、既定額から16万7,000円を減じまして、8,410万3,000円でございます。

次の3ページをご覧ください。歳出。

款1、経営管理費。項1、総務費。既定額から128万1,000円を減じまして、4,145万9,000円としたものでございます。主な理由につきましては、浅麓水道からの受水費につきまして、昨年度、超過料金が発生いたしませんでしたので、その分の減額でございます。

項2、施設管理費。既定額から170万円を減じまして、1,117万2,000円としたものでございます。こちらにつきましては、修繕費でございます。大きな修繕が、昨年度幸いにもありませんでしたので、減額させていただいたものでございます。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費。こちらは財源変更によるもので、増減はございません。

款 5、予備費。項 1、予備費。歳入歳出の調整によりまして、既定額に 2 8 1 万 4, 0 0 0 円の増額をして、4 3 7 万円としたものでございます。

歳出合計で、既定額から 1 6 万 7, 0 0 0 円を減じまして、歳入と同様 8, 4 1 0 万 3, 0 0 0 円となっております。以上のとおりご承認をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 4 9 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 4 9 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 1 4 議案第 5 0 号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 1 4 議案第 5 0 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、議案書の 4 6 ページをお願いいたします。

議案第50号 専決処分事項の報告について

次の47ページでございます。

専第12号、専決処分書。地方自治法の規定により、平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、平成24年3月31日に専決させていただきましたので、ご承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

第2項で、款項の区分につきましては、次の2ページをお願いいたします。

第1表の歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、補正はございません。

歳出。款1、経営管理費。項1、総務費。既定額から110万円を減じまして、6,240万7,000円としたものでございます。主な理由でございますが、電気料、消費税などの確定による減額でございます。

項2、施設管理費。既定額から274万円を減じまして、1,563万6,000円としたものでございます。こちらにつきましても、幸いにも大きな修繕がなかったことと、委託料の確定による減額でございます。

款2、建設改良費。項1、建設改良事業費。既定額から26万円を減じまして、195万円としたものでございます。単独工事の入札差金による減額でございます。

款5、予備費。項1、予備費。既定額に410万円を増額いたしまして、1,052万1,000円としたものでございます。こちらは上記減額の調整による増減となっております。

歳出合計につきましては、増減ございません。1億1,800万5,000円でございます。以上のとおり、ご承認をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第50号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第15 議案第51号 専決処分事項の報告について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第15 議案第51号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) それでは、議案書の48ページをお願いいたします。

議案第51号 専決処分事項の報告について

次の49ページをお願いいたします。

専第13号、専決処分書。地方自治法の規定により、平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、平成24年3月31日に専決させていただきましたので、ご承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出の予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ、2,181万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ6億301

万8,000円とする。

2 款項の区分等につきましては、次の第1表でご説明をいたします。

第2条といたしまして、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

2 ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額に226万7,000円を増額いたしまして、4,020万4,000円としたものでございます。受益者負担金が見込より多かつたための増額でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。既定額に402万3,000円を増額いたしまして、2億6,364万5,000円としたものでございます。節水傾向にある中で、アパートの新築など、新規繋ぎ込みが多かつたことと、滞納整理の強化によるものでございます。

項2、手数料。既定額から1万3,000円を減じまして、61万9,000円とさせていただきます。指定店の5年ごとの更新件数の減少による減額でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から2,179万3,000円を減じまして、1億7,876万1,000円とさせていただきます。こちらは一般会計からの繰入金でございます。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。既定額に109万9,000円を増額いたしまして、140万円としたものでございます。こちらは滞納整理の強化による延滞金の増額でございます。

項2、雑入。既定額から1,000円を減じまして、2,000円としたものでございます。契約上の違約金につきましては、該当がなかつたため、その分の減額でございます。

款7、町債。項1、町債。既定額から740万円を減じまして、9,330万円としたものでございます。町単独事業、繋ぎ込み等の事業等の減少による減額でございます。

歳入合計といたしまして、既定額から2,181万8,000円を減じまして、6億301万8,000円としたものでございます。

次の3ページをご覧ください。歳出。

款 1、土木費。項 1、都市計画費。既定額から 2, 031 万 8, 000 円を減じまして、1 億 5, 922 万 8, 000 円としたものでございます。主な理由につきましては、御代田浄化管理センターの管理委託料の確定減と、町単独事業工事費の減少などでございます。

款 2、公債費。項 1、公債費。既定額から、150 万円を減じまして 4 億 3, 640 万 5, 000 円としたものでございます。こちらは、町債償還利子の確定による減額でございます。

歳出合計といたしまして、既定額から 2, 181 万 8, 000 円を減じまして、6 億 3 0 1 万 8, 0 0 0 円としたものでございます。

次の 4 ページをご覧ください。第 2 表 地方債補正でございます。こちらにつきましては、変更でございます。

起債の目的が、公共下水道事業。補正前の限度額が 1, 570 万円でしたが、740 万円を減じまして、右側の補正後の限度額を 830 万円といたしました。起債の方法ですとか利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。以上のおりご承認をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 51 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 51 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認する

ことに決しました。

―――日程第16 議案第52号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第16 議案第52号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の50ページをお願いいたします。

議案第52号 専決処分事項の報告について

次の51ページをお願いいたします。

専第14号、専決処分書。地方自治法の規定により、平成23年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、平成24年3月31日に専決させていただきましたので、ご承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ182万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ3,027万6,000円とする。

2番の款項の区分等につきましては、次の2ページ目をご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、分担金。既定額から58万3,000円を減じまして、15万7,000円といたしました。新規加入者がいなかったため、昨年度修繕費の7%、分担金のみの収入となったものでございます。

続きまして款3、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から124万3,000円を減じまして、1,796万1,000円としたものでございます。こちらにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。

歳入合計が既定額から182万6,000円を減じまして、3,027万4,000円としたものでございます。

次の3ページをご覧ください。歳出でございます。

款1、農林水産業費。項1、農地費。既定額から182万6,000円を減じまして、1,173万9,000円としたものでございます。主な理由ですが、こちらにも大きな修繕が幸いにもありませんでした。それと、溝渠柵の設置工事等がなかったことによる減額でございます。

歳出合計が、既定額から、182万6,000円を減じまして、3,027万4,000円としたものでございます。以上のおりご承認をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第52号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第17 議案第53号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第17 議案第53号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の52ページをお願いいたします。

議案第53号 専決処分事項の報告について

次の53ページでございます。

専第15号、専決処分書。

地方自治法の規定により、平成23年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について、平成24年3月31日に専決させていただきましたので、ご承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページ目をご覧ください。

平成23年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ115万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,134万5,000円とする。

2項の、款項の区分につきましては、次の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。既定額から7万7,000円を減じまして、530万1,000円としたものでございます。こちらは節水傾向によります使用料の減少のための減額でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から217万7,000円を減じまして、494万4,000円としたものでございます。こちらは一般会計からの繰入金でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。既定額に109万7,000円を増額いたしまして、109万8,000円としたものでございます。こちらは平成22年度からの繰越金でございます。

歳入合計につきましては、既定額から、115万7,000円を減じまして、1,134万5,000円としたものでございます。

次の3ページをご覧ください。歳出でございます。

款1、衛生費。項1、保健衛生費。既定額から115万7,000円を減じまして、500万6,000円としたものでございます。汚泥の処理料につきまして、前年の138トンから104.7トンに減少したため、委託料が確定し、減額した

ものでございます。

款2、公債費。項1、公債費。こちらは財源変更でございまして、増減はございません。

歳出合計といたしまして、既定額から115万7,000円を減じまして、1,134万5,000円としたものでございます。以上のとおりご承認をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第53号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第18 議案第54号 町道の路線認定について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第18 議案第54号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の54ページをご覧ください。

議案第 5 4 号 町道の路線認定について

町道の路線を、別紙のとおり認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いいたします。

次の 5 5 ページをご覧ください。認定路線でございます。

路線名が東河原線。起点が大宇塩野字東河原 1 2 9 4 - 3 でございます。終点が大宇塩野字東河原 1 2 9 3 - 7 でございます。延長が 3 1 . 8 メートル、幅員が 4 . 0 メートル、路面はアスファルト舗装で、新規のものでございます。

位置につきましては、資料番号の 2 をご覧ください。まず、左側の位置図の方でございますが、町道の塩野御代田停線沿いの新しくできました世代間交流施設塩野公民館とやまゆり公園のちょうど中間辺りになります。平成 2 3 年度に道路改良工事を実施しまして、2 4 年度に繰り越して、つい先日、まだ完了検査はこれからでございますが、現地は完成をしております。この南側に馬瀬口側からやまゆり体育館とやまゆりのグラウンドの間を通過して内堀製作所の横を通りまして、塩野御代田停線と並行して走っております町道北側東向原線というものがございます。この塩野御代田停線と、この北側東向原線を、右側の平面図の方を見ていただきますと、ほぼ直角に繋ぐため、道路を新たに新設したものでございます。町道として路線認定をしていただきまして、今後、管理してまいりたいので、ご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 1 9 議案第 5 5 号 御代田町暴力団排除条例を制定する

条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 1 9 議案第 5 5 号 御代田町暴力団排除条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

(総務課長 清水成信君 登壇)

○総務課長（清水成信君） それでは、議案書の56ページをお願いいたします。

議案第55号 御代田町暴力団排除条例を制定する条例案について、ご説明いたします。

御代田町暴力団排除条例を制定する条例について、別紙のとおり提出する。

平成24年6月 8日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

次のページ、57ページをお願いいたします。

この条例の制定につきましては、3月の議会の定例会の折り、全員協議会でご説明をさせていただきました。暴力団員の活動による国民生活への悪影響が全国的に顕著であることから、平成4年3月に暴力団対策法が施行され、平成20年、その後の改正で、暴力団排除活動の促進にかかわるところの国あるいは地方公共団体の責務が規定されたこと、これらのことにより、昨年9月には、長野県でも条例が制定されているところであります。

町でも、暴力団の排除について基本理念を定め、町、町民、事業者の責務を明らかにし、暴力団排除に関する施策の基本となる事項を定め、暴力団の排除を推進することで、町民の安全で平穏な生活確保並びに社会経済活動の健全な発展に寄与することを第1条で目的として定めているところであります。

実際の取り締まりは、警察の方で行うわけですが、町の関係でも、入札あるいは公営住宅の入居、公の施設管理業務なども関係もあるところから、制定をさせていただきたいというものであります。

では、条例の内容についてですが、全12条で条例制定をしてあります。第1条では、ただいま申し上げたような形で、目的を定めてございます。

それから第2条では、定義ということで、それぞれ用語の定義を定めております。

それから第3条、基本理念であります。暴力団の排除は、暴力団が町民の生活及び事業者の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識したうえで、暴力団を恐れず、あるいは資金を提供しない、利用しない、こういったことを基本とするということで、第2項では、暴力団の排除は、町、町民、事業者などが、連携・協力をして推進するというような形のことを、基本理念として定めているところ

るであります。

それから第4条、第5条では、町あるいは町民、事業者の責務というようなことで、第4条で基本理念に則りまして、県、町民、それから事業者及び関係団体等の連携を図りつつ、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する。また第2項、後段にありますように、青少年の健全な育成を図るために必要な措置を講ずると。

第5条では、町民あるいは事業者についても、この基本理念に則り、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力をしなければならないというようなこと。それから第3項では、次のページの一番上になりますが、町に関係する情報を提供するように努めなければならないというようなことを規定させていただいています。

第6条、町の事務及び事業における措置ということで、公共工事その他町の事務又は事業、こういった中で、暴力団を利することがないように、例えば入札に参加させないなど、その他必要な措置を講ずると。第2項で、この関係の契約の相手方に対し、暴力団員又は暴力団関係者が下請けその他契約の相手方としないよう、必要な措置を講ずるとともに、逆に不当な要求を受けた場合は、第3項の中で町に報告をするというような形の規定を設けてあるところであります。

それから、第7条、公の施設の利用制限ということで、町長若しくは町教育委員会、又は地方自治法に定めるところの指定管理者は、公の施設の利用の許可申請があった場合、暴力団の活動助長あるいは運営に資すると認めるような場合は、許可をしないことができる。それから第2項では、仮に許可をした後において、暴力団の活動を助長あるいはその運営に資するようことが認められたときは、利用を停止あるいは取消しをすることができるという形での規定を設けてあります。

第8条、町民等に対する支援等ということで、町は町民、事業者あるいは関係団体が、暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、情報の提供あるいは助言、その他必要な支援を行うということでありまして。

それから第9条、広報及び啓発ということでありまして、暴力団の排除の気運が醸成されるよう、集会の開催あるいは広報、啓発を行っていくということでございます。

第10条、利益供与の禁止ということで、暴力団の威力を利用あるいは活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等に金品その他財産上の利益の供与をしてはならないということで、禁止事項を設けてあります。

それから、第11条では、暴力団の威力を利用することの禁止ということで、町民は債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用したり、あるいは暴力団の威力を利用してはならないということの禁止事項を設けてあります。

次のページ、59ページをお願いいたします。

第12条で補則としまして、この条例の施行に関して必要な事項は別に町長が定めるということでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年7月1日から施行するということがあります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第20 議案第56号 御代田町オフトーク通信施設の設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第20 議案第56号 御代田町オフトーク通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） それでは、議案書の60ページをお願いいたします。

議案第56号 御代田町オフトーク通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出するということで、平成24年6月8日提出、御代田町長であります。

次のページ、61ページをお願いいたします。

この条例の一部改正につきましては、日本に入国し、在留する外国人は、市町村の窓口で外国人登録法に基づき登録をし、居住関係等の情報を把握することにより、

行政事務に活用されてきました。この制度では、日本人の住民基本台帳法とは別の管理がされており、居住の実態あるいは世帯の情報が十分に把握できず、行政サービスが行き届かないなどの問題が指摘されていることから、外国人の利便性の向上あるいは市町村行政事務の合理化を目的に、この平成24年7月9日に外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正がされることにより、外国人の方は住民基本台帳法の適用がされることとなるため、一部改正をお願いするものであります。

次のページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。

第10条、加入負担金についての条文の中で、「又は外国人登録法」という文言について、削除をさせていただくということであります。それが1点です。

それから第16条、施設の補修管理委託、この関係の中で、日本電信電話株式会社小諸支店という社名がありますが、現在、この社名はございません。変更されておりますので、右側のアンダーラインの部分、株式会社NTT東日本長野に改めるものでございます。

前ページの下であります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、先ほどの第10条の改正規定につきましては、平成24年7月9日から施行するというような形で、一部改正をお願いするものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第21 議案第57号 御代田町町税条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第21 議案第57号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重税務課長。

(税務課長 山本邦重君 登壇)

○税務課長(山本邦重君) それでは、議案書63ページをお願いします。

議案第57号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例等条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するという
ことで、24年6月8日提出、御代田町長であります。

次の64ページをお願いします。

御代田町町税条例の一部を改正する条例(案)

御代田町町税条例の一部を、次のように改正するというので、改正内容は平成
24年度の税制改正で地方税法及び国有財産等所在市町村交付金の一部を改正す
る法律が、平成24年3月31日に公布されたことに伴い、当町の町税条例も一部
を改正するものであります。これについては、年金所得者の申告手続の簡素化をす
る観点から、寡婦控除を受けようとする場合、所得税、住民税の申告書の提出を不
要とするものであります。年金保険者に扶養親族等申告書を提出する際に、この寡
婦控除を記載すれば、年金保険者から今度公的年金等支払い報告書にその旨が記載
された状態で、町の方に報告されます。という中で、この寡婦控除額というのを削
るということであります。

朗読いたします。

第36条の2第1項ただし書中、「寡婦(寡夫)控除額」を削る。

ということであります。

附則といたしまして、施行期日については、第1条、この条例は平成26年1月
1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の御代田町町税条例第36条の2第1項の規定は、平成26年度
以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税
については、なお従前の例による。

であります。

次の65ページについては、新旧対照表があります。変更になった部分にアン
ダーラインが引いてありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、御代田町町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明
を申し上げます。よろしくご審議いただき、お認めいただけますよう、お願い申

申し上げます。説明は以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 2 2 議案第 5 8 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 2 2 議案第 5 8 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） それでは、議案書の 6 7 ページをご覧ください。

議案第 5 8 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものです。

次の 6 8 ページをお願いいたします。

御代田町手数料徴収条例（昭和 3 2 年御代田町条例第 3 3 号）の一部を、次のように改正する。

というものでございます。先ほど、議案第 5 6 号におきまして、総務課長より上程、説明させていただいておりますけれども、本条例改正案も同様の理由により、所要の整備を行うもので、外国人登録に関する証明が無くなりますので、当該号であります 1 0 号を削るものでございます。

次のページで、6 9 ページの新旧対照表をご覧ください。

右の欄の 1 0 号を削り、1 1 号を 1 0 号としまして、以降 1 号ずつ繰り上げるものでございます。

附則で、この条例の施行日は、外国人登録法の廃止となります平成 2 4 年 7 月 9

日から施行するものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（10番 市村千恵子君 登壇）

○10番（市村千恵子君） 10番、市村千恵子です。

1点お聞きしたいと思います。

今、提案されています手数料徴収条例の一部改正ですが、外国人登録制度が廃止され、外国人の方もこの7月からは住民基本台帳法の適用対象となるとして、提案されているわけですけれども、この外国人登録制度が廃止されたことにより、役場窓口において外国人の方が届出や申請項目などに何か変更点はあるのか、また、この町内に住んでおられる外国人の方には、この周知といいますか、この変更というのが徹底、どのように周知方法をされているのかをお願いします。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

外国人登録法の下では、市町村窓口への届出は外国人登録原票に記載すべき氏名、国籍、職業、旅券番号、在留資格、在留期間、世帯構成員、日本における父母等といった、すべての項目を登録、変更、削除するために、必須で行われております。今後、外国人登録法廃止後につきましては、市町村窓口への届出は改正後の住民基本台帳法に基づきまして、日本人と同様、居住地及び世帯の届けのみ必要となりますので、入管での変更手続の後には、重ねて役場に来る必要がなくなる項目もございます。また、現在発行されている外国人登録証につきましては、切り換えの申請及び交付を市町村窓口で行ってございましたけれども、廃止後は特別永住者の方に発行する、特別永住者証明書のみで、市町村役場窓口での申請・交付ができますが、そのほかの在留資格の方には、発行するその在留カードというのがございます。これはすべて長野入国管理局での申請・交付となります。なお、広報につきましては、現在、順次郵送しております外国人仮住民票記載事項通知というのがございまして、ここに法改正のパンフレットを同封しております。このパンフレットには、法改正

にかかると法務省ホームページのアドレスも記載されております。広報やまゆり7月号にも、パンフレットの内容を記載する予定でございます。また、ホームページにパンフレットの内容を内府用と総務省及び総務省入国管理局の外国人向けのホームページへのリンクを張ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 町内の外国人の方には送付されているということで、わかりました。終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第23 議案第59号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例

の一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第23 議案第59号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） それでは議案書の70ページをお開きください。

議案第59号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年御代田町条例第17号）の一部を、次のように改正する条例を、別紙のとおり提出するものです。

次の71ページをお願いいたします。

御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を、次のように改正するものです。

この改正条例も、平成24年7月9日に、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法及び出入国管理及び難民認定法等の変更に伴うものでございます。

次の73ページをご覧ください、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第2条では、住民基本台帳法と外国人登録法に基づき登録されていたものが、改正後は、住民基本台帳法に登録されていたものと一本化するものでございます。

次に、第4条では、官公所の発行した免許証、許可証又は身分証明書で本人の写真を張り付けたものと一本化するものでございます。

第5条第2項では、住民基本台帳法に登録されていると一本化したことと通称を追加してございます。

同条の第3項は、新たに外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑を登録することができるとしたものです。

第6条関係では、外国人住民で住民票に通称が記録されている場合は、通称も登録事項とすることができることとなり、また、7号では、印鑑の登録事項に非漢字圏の外国人住民の氏名の片仮名表記を追加してございます。

第11条も6条と同様でございます。

第14条では、括弧の中の、外国人住民は、通所又は片仮名表記を追加し、3項として新たに外国人住民にかかる住民票の記載事項の特例に該当するものでなくなった場合を追加してございます。

附則としまして、この条例は平成24年7月9日から施行するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第24 議案第60号 御代田町営住宅管理条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第24 議案第60号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の76ページをお願いいたします。

議案第60号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について
御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。
次の77ページをご覧ください。

御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例(案)

御代田町営住宅管理条例の一部を、次のように、3点でございますが、改正する
ものでございます。

1点目が、第5条第1項第1号エ中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改めるも
のでございます。

2点目が、第5条第1項に次の1号を加えるものでございます。

(6)、6号でございますが、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする
親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す
る暴力団員でないこと。

3点目が、第50条中「建設省令」を「国土交通省令」に改めるものでございま
す。

附則といたしまして、この条例は平成24年7月1日から施行するものでござい
ます。

1点目と3点目につきましては、それぞれ現行の名称に改めるものでございま
す。2点目につきましては、第5条第1項の第1号から5号まで、それぞれの入居
者の資格について、既に規定しておりますが、本議会に上程されました先ほどの議
案第55号 御代田町暴力団排除条例を制定する条例案に合わせまして、暴力団員
は町営住宅の入居資格がない旨を第6号として追加するものでございます。なお、
県営住宅につきましては、同様の改正が既に行われているところでございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 2 5 議案第 6 1 号 御代田町公共下水道条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 2 5 議案第 6 1 号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは議案書の 7 9 ページでございます。

議案第 6 1 号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について

御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

次の 8 0 ページをご覧ください。

御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案

御代田町公共下水道条例の一部を、次のように、1 点でございますが、改正するものでございます。

第 8 条第 3 項第 2 号中、「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

附則といたしまして、この条例は平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

本議案につきましては、先ほどから何回か説明がございました議案第 5 8 号のほかと同様に、住基法の一部改正及び外登法の廃止に伴いまして、必要となりました関連条例の一部改正でございます。指定工事店の申請に際しての添付書類として、外国人登録証の添付義務がなくなったものでございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第26 議案第62号 平成24年度御代田町一般会計

補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第26 議案第62号 平成24年度御代田町一般会計補正
予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の82ページをお願いいたします。

議案第62号 平成24年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明を
いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ
る。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ4,383万5,000
円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ57億6,714万
6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、資料番号の3をお願いいたします。主なものについてご説明をさせて
いただきます。

歳入でございます。款14、国庫支出金。項1、国庫補助金でございますが、ま
ちづくり交付金事業の交付金が2億3,488万5,000円の減額ということで、
総額で2億3,436万6,000円の減額であります。

款15、県支出金。項2、県補助金でございますが、介護基盤緊急整備補助金と
いうことで750万円。これは社会福祉協議会へのトンネル補助でございまして、
それと地域発元気づくり交付金の関係が243万3,000円。合計で993万

3, 000円の増額補正でございます。

項3、委託金でございます。こちらは経済センサスの委託金、額の確定によりまして、3万2, 000円の減額です。

それから19の繰越金で5, 000万円、これは補正財源として追加計上させていただきます。

款20、諸収入。項4、雑入でございますが、コミュニティ事業助成金ということで690万円。

町債で、まちづくり交付金事業債ということで2億1, 140万円の計上でございます。

歳入合計で、既定額に4, 383万5, 000円を加えまして、57億6, 714万6, 000円とするものでございます。

続きまして2ページをお願いいたします。歳出におきましては、人件費の移動につきましては、基本的に人事異動に伴う補正でございますので、説明は省略させていただきます。

款1、議会費。項1、議会費でございますが、こちらは、新たに自動車借上料3万円を計上して、合計で6万3, 000円の計上であります。増額補正であります。

款2、総務費。項1、総務管理費。こちらはコミュニティ助成事業補助金590万円を新たに計上いたしまして、補正額では2, 978万1, 000円でございます。

それから款3、民生費。項1、社会福祉費でございますが、介護予防拠点施設整備補助金としまして750万円。歳入で申し上げましたように、トンネル補助の分でございます。それと人件費等々の相殺で、371万5, 000円の増額補正をお願いしてございます。

項2、児童福祉費でございますが、これは人事異動に伴いまして人件費で減額があり、嘱託臨時職員賃金を新たに183万7, 000円を計上し、トータルでは238万3, 000円の減額補正であります。

4、衛生費。項1、保健衛生費でございますが、こちらにつきましては、医療提供体制推進補助金ということで、470万円。こちらにつきましては、御代田中央記念病院の車両が、非常に古くなったということで、こちらに補助という形で計画をしてございます。

それから、その下の説明欄で、予防接種等医師委託料が747万3, 000円、

それからワクチン等医薬材料費で、減額の688万7,000円となつてございますが、これはワクチン等を町で用意して接種をお願いしてきた経緯がございますけれども、ワクチン等についても委託料に含めて医院側で調達をしていただくということで、組み替えでございます。

項2、清掃費でございますが、これは廃棄物収集集積所用のハウス1棟分48万7,000円と、あとは最終処分場修繕費ということで、14万2,000円等々で、68万5,000円の増額でございます。

それから、6の農林水産業費の農業費では、人件費のほかにクラインガルテン調査委託料ということで、95万円を計上して、総額では559万8,000円の減額であります。

款8、土木費。項2、道路橋梁費でございますが、町道測量設計委託料といたしまして、1,019万6,000円。豊昇地区の調査設計費であります。

合計しまして、1,262万3,000円の増額補正でございます。

3ページをお願いいたします。同じく土木費。項3の河川費でございますが、河川維持補修工事費といたしまして、滝沢川の河床修繕で71万4,000円の増額計上であります。

款9、消防費。項1、消防費でございますが、コミュニティ助成事業での小型動力消防ポンプ160万円と、児玉地区の防火水槽の解体工事で120万円等々合わせまして、293万7,000円の増額補正でございます。

款10の教育費。項2、小学校費、項3、中学校費でございますが、こちらにつきましては、南・北小学校、それから中学校で、現在1学期まではシルバーに庁務員作業を委託してきてございますが、諸般の問題から、今度は直接雇用に切り替えるという状況での予算の組み替えであります。

項4、社会教育費でございますが、こちらにつきましては、博物館の元気づくり支援事業97万円等々の計上で、88万5,000円の増額補正であります。

項5、保健体育費でございますが、こちらにつきましては、B&G海洋センターの設計監理委託料ということで、315万円を計上いたしまして、トータルで104万1,000円の増額補正でございます。

それから項6の学校給食費でございますが、ソーラーシステムの保守点検委託料と、それから人件費の関係もありまして、661万6,000円の増額補正となつ

てございます。

11、災害復旧費。項2、公共土木施設災害復旧費で、小災害復旧工事ということで、2カ所71万4,000円の増額補正でございます。

予備費で調整をさせていただきまして、歳出合計4,383万5,000円を増額し、57億6,714万6,000円とするものでございます。

それでは予算書の5ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表 地方債補正でございます。変更でございまして、公共事業等で5億7,440万円に2億1,140万円を追加補正させていただきまして、限度額を7億8,580万円とするものでございます。起債の方法、利率それから償還の方法等につきましては、変更はございません。

説明につきましては、以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元三夫です。

こちらの資料番号3番でお願いしたいのですが、1ページの歳入の国庫支出金ということで、まちづくり交付金が2億3,488万5,000円減額になっているんですが、こちらの減額の理由というのを、まずお伺いしたいのと、それから2ページの歳出の総務費、こちらの総務管理費の中で、コミュニティ助成事業補助金ということで、590万円計上されているのですが、この詳しい内容を説明願いたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

まず、まちづくり交付金が減額になっている理由ということでございますが、社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業、いわゆるまちづくり交付金、まち交事業でございますが、これは3年から5年の計画によって、地域の課題解決に向けて事業を実施するものでございます。

御代田町におきましては、平成21年度から25年度までの計画を策定いたしま

して、事業を実施しているところでございます。この事業につきましては、5年の間で年度間の調整が可能、要するに5年間の中でということですね、5年間の累計として最終的に事業費の40%の国費の交付を受けることができるという状況であります。そこで、23年度までの3年間の事業実績で申しますと、総事業費は約28億8,710万円。交付金額は13億8,420万円で、交付率が約48.2%と、40%より多くの交付金をいただいているということでございます。これは昨年度実施予定として申請しました、栄橋の架け替え工事がしなの鉄道との協議が延びたために実施できずに、本年度へ送ったことが主な原因でございます。申請した交付金につきましては、最終年度以外は原則的には返還できないということで、23年度に事業を実施する予定であった架け替え工事分を23年度に受け入れたことにより、交付率が超えているという状況でございます。このような状況から、今回の補正で減額をしたということでございます。

それから、2ページのコミュニティ助成事業の関係でございますが、コミュニティ助成事業は今回5件いただいております。それで、地域コミュニティの関係でいただいたのが、児玉区で掲示板、テレビ、コピー機等で120万円。それから草越区でビデオカメラ、プロジェクター、テレビ、掃除機、カラオケセット、冷蔵庫等々で230万円。それから一里塚区で発電機、除雪機、コピー機、エンジンプローア等々で140万円。広戸区で倉庫ということで100万円。それから御代田町で自主防災組織育成事業ということで、可搬ポンプ100万円。合計690万円の助成が決まっております。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 今のまちづくり交付金の件なんですが、こちらの方でまた、町債ということで2億1,140万円、増額補正されているということなもので、いずれにしても、必要な町の施設整備等が必要だと思いますので、よくよく健全財政を見ながら、整備を進めていただければと思います。終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

まことに細かいことで、大変恐縮に存するわけでございますけれども、企画財政

課長の説明の中で、過少、あるいは事業内容を説明いただいたものと、いただかなかったものがございまして、いただかなかったものについてお聞きをしたいと思います。

先ほど、野元議員、コミュニティ助成事業補助金590万円はお聞きになり、消防自動車はかぼんに入れますよと、100万円は入れますよということ、それはわかりましたけれども、この介護予防拠点整備事業の750万円の事業内容と、それから衛生費4の医療提供体制推進補助金470万円、中央記念病院さんに車の補助金ですよということでございしますが、これはどういう根拠でこの補助金を中央記念病院さんに出さなければならないのか。

それと、あと、他の開業医さんがもしかして往診用車両が欲しいとか、いろいろなことがあった場合において、この補助対象にして出ていくのかどうなのか、お聞かせをいただきたいのと、防水槽はいいと。小型動力ポンプのその自主防災のために小型動力消防ポンプ1台、これはどこに、町であるということですが、置く場所はどこに置くのか、お知らせください。

それと、保健体育費の設計監理料315万円、B&Gの改修ですよということで、どんなような改修を計画をしているのか、お知らせください。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、介護予防拠点施設整備補助金、それと医療提供体制推進補助金、この内容についてご説明をいたします。

まず、介護予防拠点施設整備補助金でございますが、歳入の方で、同じ額、介護基盤緊急整備補助金ということで、750万円計上してございます。こちら、長野県の補助金でございます。国から厚生労働省から介護基盤整備に使う補助金ということで、基金をプールしておりまして、そちらの基金を利用して介護施設の整備を行うための補助金、これに応募しましたところ、御代田町、採択になったということでございます。

それに連動いたしまして、2ページ、介護予防拠点施設整備補助金ということで、750万円計上してございます。社会福祉協議会へ補助金として出すものでございます。

具体的には、『きくちゃん家』、こちらボランティア、あるいはボランティアが集

まってきたております。それからまた、サロン活動としてかなり大勢の人たちが集まってくるような状況になっております。そういった中で、フローリングの広間の部分が手狭になっているということで、サロン活動のいっそうの伸展を図りたいという目的で、フローリング空間の拡張工事を行うための費用として補助金を出してまいります。

それから医療提供体制推進補助金470万円でございます。御代田中央記念病院に出すという説明でございましたが、御代田中央記念病院では、人工透析、それから脳梗塞の後遺症、こういった方たちで、脳梗塞の後遺症については、医療リハビリが必要とされる方がいらっしゃいます。こういった方たち、かなり大勢いらっしゃるわけですが、こういった方たちの無料送迎を今までずっと記念病院さんが持っていたら自動車4台で、診療日については毎日無料送迎を行ってきたという実績がございます。送迎用自動車の老朽化に伴う買い換え費用に対し、地域医療推進に貢献する事業との観点から、御代田町補助金交付要綱に基づき、実績額が予想されておりますけれども、その半額、半分以下の補助を行うものでございます。

医療法上、病院というのは、20人以上の入院施設を有するものを病院と申します。町内の病院については、御代田中央記念病院が唯一でございます。御代田中央記念病院では、規模の大きい病院ということで、こういった方たちの無料送迎を行っておりますが、ほかの医院さんにおきましては、こういった無料送迎を行っていないということで、今回、御代田中央記念病院さんから補助の要請がございましたので、町としても地域医療に貢献するという観点から、補助を行ってまいりたいということで、予算化させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） それでは私の方から2点お答えをしたいと思います。

小型動力消防ポンプの160万円ですが、どこに置くかというお問い合わせですが、更新期を迎えた同じ年度に入れた一番古いものが3分団ございまして、そのうちの1つに充てていきたいと考えております。

また、これはいずれにしても、単費でもやらなければいけないものですから、更新はまた年を追って考えていく状況になろうと思います。まだどこというふうには決めてはいないようです。

それから、保健体育費の設計監理委託料でございますが、ちょっと説明が不十分で、これは耐震補強の、B & Gの耐震診断がこのほど終わりました、補強が必要だということで、一応緊急防災減災事業の事業債で事業は実施したいと考えているわけですが、まだそちらは決まっておられませんけれども、先に設計だけはしておきませんと、事業実施が困難になるということで、一応単費で設計委託料だけ盛り込ませていただいております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 私の聞き間違いか、ちょっとわからないですけども、間違えだったらごめんなさい。

コミュニティ助成事業補助金590万円。児玉、草越、一里塚、広戸、町の自主消防だ、消防ポンプだという話でございますけれども、この補助金の、児玉等の部落に対しては、これは希望か何かを区長会か何かを通じて、とったわけですか。その関係をちょっと教えてください。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） それぞれに区長会等でお知らせをして、要望はとらせていただいております。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 3時05分）

（休 憩）

（午後 3時15分）

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第27 議案第63号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第27 議案第63号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の83ページをお願いいたします。

議案第63号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。

ということで、予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ564万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億2,630万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。ということで、2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款4、国庫支出金。項2、国庫補助金。地域支援事業費、サポーター養成事業費が県補助の対象になりましたため、国庫補助金につきましては、26万8,000円を減額いたしまして、6,097万5,000円といたします。

款6 県補助金。項2、県補助金。地域支え合い体制づくり事業。内容につきましては、サロンの拠点整備事業及び介護サポーター養成事業、こちらが県の方で採択になりまして、535万5,000円を増額補正いたしまして、971万円。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。人事異動によります包括職員の人件費が増加いたしまして、55万6,000円の増額で、1億3,301万4,000円ということでございます。

歳入合計、564万3,000円を増額しまして、9億2,630万9,000

円でございます。

3 ページ、お願いいたします。歳出。

款 1、総務費。項 1、総務費。旅費増額に伴いまして 8 万 4, 0 0 0 円の増額で、1, 6 6 2 万 8, 0 0 0 円。

款 3、地域支援事業費。項 2、包括的支援事業・任意事業費。主に人件費の増額でございます。ということで、6 0 万 4, 0 0 0 円の増額で、2, 1 5 5 万 9, 0 0 0 円。

款 6、生活介護支援サポーター養成事業費。サポーターの養成にかかわる賃金、それから講師の謝礼、研修旅費、備品費等を含めまして 2 8 2 万 9, 0 0 0 円の増額補正でございます。

合計、3 4 9 万 9, 0 0 0 円となります。

款 8、予備費でございますが、1 3 万 4, 0 0 0 円増額いたしまして、1, 6 9 8 万 7, 0 0 0 円。

款 9、地域支え合い体制づくり事業費ということで、サロン拠点整備のための費用につきまして、社会福祉協議会への委託料として 1 9 9 万 2, 0 0 0 円を補正させていただきます。

歳出合計、5 6 4 万 3, 0 0 0 円を増額しまして、9 億 2, 6 3 0 万 9, 0 0 0 円でございます。説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第 2 8 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第 2 8 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の84ページをご覧ください。

議案第64号 平成24年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法の規定により、第1号補正予算を別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出の予算の総額に変更はないものとする。

2項の款項の区分につきましては、次の2ページをご覧ください。

第1表 歳出予算補正でございます。歳入につきましては、補正がございません。

歳出。款1、土木費。項1、都市計画費。既定額に68万1,000円を加えまして、1億9,497万5,000円とするものでございます。

主な理由でございますが、まちづくり交付金事業によりまして、清緑苑1号線、未舗装の部分ですが、13町歩からしなの鉄道を渡りまして、その北側の別荘地内を舗装を行う予定であります。そのうちの一部分に管渠を設置されていない部分がございます。85メートルの区間につきまして管渠を新設したいということで、実施設計を委託するものでございます。

款3、予備費。項1、予備費につきましては、同額のことを予備費から対応するというものの減額でございます。

歳出合計が変更がございませんで、6億4,458万9,000円でございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 29 報告第 3 号 平成 23 年度御代田町土地開発公社

事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 29 報告第 3 号 平成 23 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の 85 ページをお願いいたします。

報告第 3 号 平成 23 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について

平成 23 年度御代田町土地開発公社の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を、平成 24 年 5 月 17 日御代田町土地開発公社理事会に提出し、承認されたので、地方自治法の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

右側の 1 ページをご覧くださいと思います。

土地開発公社の理事会の議案でございます。

議案第 1 号 平成 23 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について

去る 5 月 17 日、提出をいたしまして、同日の公社の理事会で議決を得ております。

次のページをお願いいたします。次の 3 ページの方です。

平成 23 年度第 40 期事業報告書でございます。概要といたしましては、当公社は、公共用地等の先行取得及び管理、処分を行うことにより、御代田町の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的としている。

当年度においては、土地の先行取得はなく、保有土地の売却（旧国鉄用地）が 1 件あった。

2 理事会議決事項につきましては、そこに記載のとおりでございます。

3 会計。財産目録でございます。平成 24 年 3 月 31 日現在。1 といたしまして、流動資産（1）現金及び預金でございますが、627 万 6,138 円。内訳といたしましては、現金は 0 でございまして、普通預金が 277 万 6,138 円。定

期預金が350万円で、普通預金の内訳といたしましては、そこに右側の適用欄に記載のとおりでございます。

(2) 公有用地。1億3,782万3,356円でございます。内訳といたしましては1から5のそれぞれでございます。

それから(3) 土地造成事業用地。1億359万2,570円。これはやまゆり工業団地でございます。

資産合計につきましては、2億4,769万2,064円ということで、この詳細につきましては、後ろの方の7ページにございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

平成23年度御代田町土地開発公社損益計算書でございます。

1といたしまして、事業収益。193万8,805円。内訳といたしましては、公有用地取得事業収益で193万6,755円。附帯事業収益といたしまして、2,050円でございます。

2の事業原価でございますが、売却用地の原価といたしまして30万7,888円。すべてが公有用地取得原価でございます。事業総利益といたしましては、163万917円ということになります。

それから3番といたしまして、販売費及び一般管理費で、17万3,500円。すべて販売費、一般経費等で、税金ですとか議員報酬等でございます。これを引きまして、事業利益といたしましては、145万7,417円ということになります。これに4番の事業収益1,236円、すべて受取利息でございますがこれを加えまして、経常利益が145万8,653円となりまして、当期純利益も、それから当期利益も同額の145万8,653円という状況になります。

次の5ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町土地開発公社貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、流動資産といたしまして、2億4,769万2,064円。内訳といたしましては、現金及び預金でございます。627万6,138円。公有用地が1億3,782万3,356円。未成土地といたしまして、1億359万2,570円。資産合計は、2億4,769万2,064円となります。

次に負債の部でございますが、固定負債が1億7,940万円。すべて長期借入金でございます。負債合計が1億7,940万円でございます。

次に資本の部でございますが、資本金350万円で、基本財産、町からの出資金であります。

2といたしまして、準備金、6,479万2,064円。内訳といたしましては、前期繰越準備金が6,333万3,411円。当期純利益が145万8,653円ということで、資本合計が6,829万2,064円となり、負債資本合計は2億4,769万2,064円ということで、資産合計と合致をしております。

次のページ以降は、決算に関する説明書でございます。後ほどご覧をいただきたいと思っております。説明につきましては、以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

私も土地開発公社の理事をやらせていただいたときにも、理事会の席でお聞きをしましたけれども、その後、理事長の考え、町長の考えが変わったかどうか、また、土地開発公社に対する今後の町といいますか、理事長の考えをお聞かせをいただきたいと思うわけでありまして。

この説明書あるいは今の報告を聞きますと、土地、旧鉄道用地が190万円ぐらいで売れたという事業が1点だけでございますということでございますので、理事会の席でも申し上げましたけれども、もうこの土地開発公社は必要ないのではないですかというお話をしたことがあるかと思っております。確かに理事の手当、何の手当、わずかではございますけれども、そういう点あるいは変更になった場合の登記料等々によりますと、そのお金がかかってくるというような状況で、お金も町の土地開発基金を充ててやっているということでございますので、この際、土地開発公社は解散をし、また必要があれば、設立をしたらいかがでしょうというふうに申し上げたことがあると思っておりますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） お答えいたします。

確かに先行取得だとかそういった事業は少なくなってはきておりますけれども、やはり、補助事業で事業を実施するうえでは、早く買えるときに先買できる物件については、先買いをしていくという方針に変わりはありません。この24年度でも先買いをする、要するに公社が代行取得するケースが出てくるような予定もございまして、当面、現状維持という状況で行くのであろうというふうに考えております。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって平成23年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告を終わります。

――― 日程第30 報告第4号 平成23年度御代田町繰越明許費繰越計算書

の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第30 報告第4号 平成23年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは議案書の86ページをお願いいたします。

報告第4号 平成23年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について平成23年度御代田町繰越明許費にかかる繰越計算書を、地方自治法の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いいたします。

平成23年度御代田町繰越明許費繰越計算書でございます。

すべて一般会計でございまして、款3、民生費。項1、社会福祉費で、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業で、翌年度へ繰り越す額が7,350万3,000

円でございます。こちらは、小田井地区の世代間交流施設センターでございます。財源内訳といたしましては、未収特定財源となりますけれども、国・県支出金、国庫補助金が3,000万円、それから4,350万3,000円につきましては、地元区の負担でございます。

款8、土木費。項2、道路橋梁費。まちづくり交付金事業、道路改良でございますが、7,670万円の繰越であります。これはやまゆり公園再整備塩野区内線他、区内線3号他、2路線の改良工を予定してございます。こちらにつきましては、未収の特定財源がまち交事業債で5,390万円。残りは一般財源となります。

次に、地方道路整備事業でございます。こちらにつきましては、小田井追分線、山ノ神の2工区の改良工事でございます。1,302万円の繰越であります。こちらにつきましては、未収入特定財源といたしましては、社会資本整備補助金ということで715万円、それから緊急防災減災事業債で580万円。残りは一般財源であります。

次に道路新設改良事業で、これは一里塚区内3号線他7路線の改良工事を予定しております。1億4,319万9,000円でございます。未収入特定財源につきましては、こちらも緊急防災減災事業債1億4,310万円、残りが一般財源となります。

項4、都市計画費。こちらが公園再整備工事ということで、公園安全・安心対策ということで、2,707万5,000円。こちらの未収入特定財源といたしましては、都市公園整備補助金ということで1,355万円、一般公共債が1,160万円、残りが一般財源となります。

款9、項1、消防費。防災用倉庫、これは4基分でございますが、310万円の繰越でございます。300万円は緊急防災減災事業債、残りが一般財源となります。

それから款10、教育費。項5、保健体育費。B&G海洋センター耐震診断業務委託で、繰越額が252万円ということで、すべて一般財源でございます。

24年度に繰り越して行う事業の総額が、3億3,911万7,000円という状況でございます。以上であります。

○議長（内堀恵人君） 以上で報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、平成23年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第64号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時40分